

(仮称) 帯広市中島靈園整備基本計画書

平成11年1月

帯 広 市

(仮称) 帯広市中島靈園整備基本計画図



目 次

I. はじめに	1
II. 帯広市の概要	2
1. 位置・面積	2
2. 人口	3
3. 気象	6
III. 帯広市の墓地の現状	7
IV. 現墓地の拡張の可能性	8
1. 市街地所在の墓地	8
2. 地域共同墓地（農村地区）	8
V. 新霊園の必要性	9
VI. 新霊園整備の基本的な考え方	10
1. 整備方針	10
2. 法規制	10
VII. 新霊園適地（位置）の選定	12
1. 選定条件	12
2. 帯広市の地勢に見る適地の検討	13
VIII. 中島地区内における位置の決定	15
1. 中島地区の位置、面積	15
2. 中島地区の地域特性	15
3. 地区内の土地利用の検討	16
IX. 計画地の概要	18
1. 自然系特性	18
2. 社会系特性	21

X. 開発規模の検討.....	25
1. 開発規模	25
2. 墓地需要予測	26
3. 施設規模（規格）の検討	30
4. 導入機能の検討	32
XI. 基本方針.....	38
1. 土地利用方針	38
2. 施設整備方針	39
3. 比較案の検討	40
XII. 全体計画.....	44
1. 土地利用計画	44
2. 動線計画	50
3. 配置計画	50
4. 施設計画	54
5. 造成計画	68
6. 修景緑化計画	70
7. 景観計画	74
8. 年次計画	75
9. 建設計画	76
10. 維持管理計画	77

I. はじめに

墓地は、人間の永遠の住居であり、私たちが社会生活を営むうえで必要不可欠な施設であります。また、墓地は私たちが民族、氏族、個人共に先祖の聖地として敬い、礼拝して日常生活の精神的な支えとし、心のよりどころとする場所であります。

昭和43年の都市計画法改正により、従来の「墓地」という考え方から「墓地公園」（墓園）として位置づけられ、ただ単に遺骨の収蔵場所的な思想であってはならず、私たちの身近に静寂と風致的要素を取り入れ、憩いや静かに楽しむ特殊公園として生まれ変わりました。

こうした状況下の中、帯広市では、都市計画法上の都市施設として「つつじが丘霊園」を造成し、市民の墓地需要に応えてきましたが、近年の生活水準の向上、人口の増加、核家族化、高齢化社会への進展等によりその需要傾向は依然として旺盛なものがあり、順調に貸し出しが継続推移しております。

このようなことから、墓地は住民がいつでも安定した供給が受けられる先祖の聖地として、自らの礼拝の地が持てるよう市町村の基礎的な行政サービスとして、今後もその需要に応えていかなければなりません。

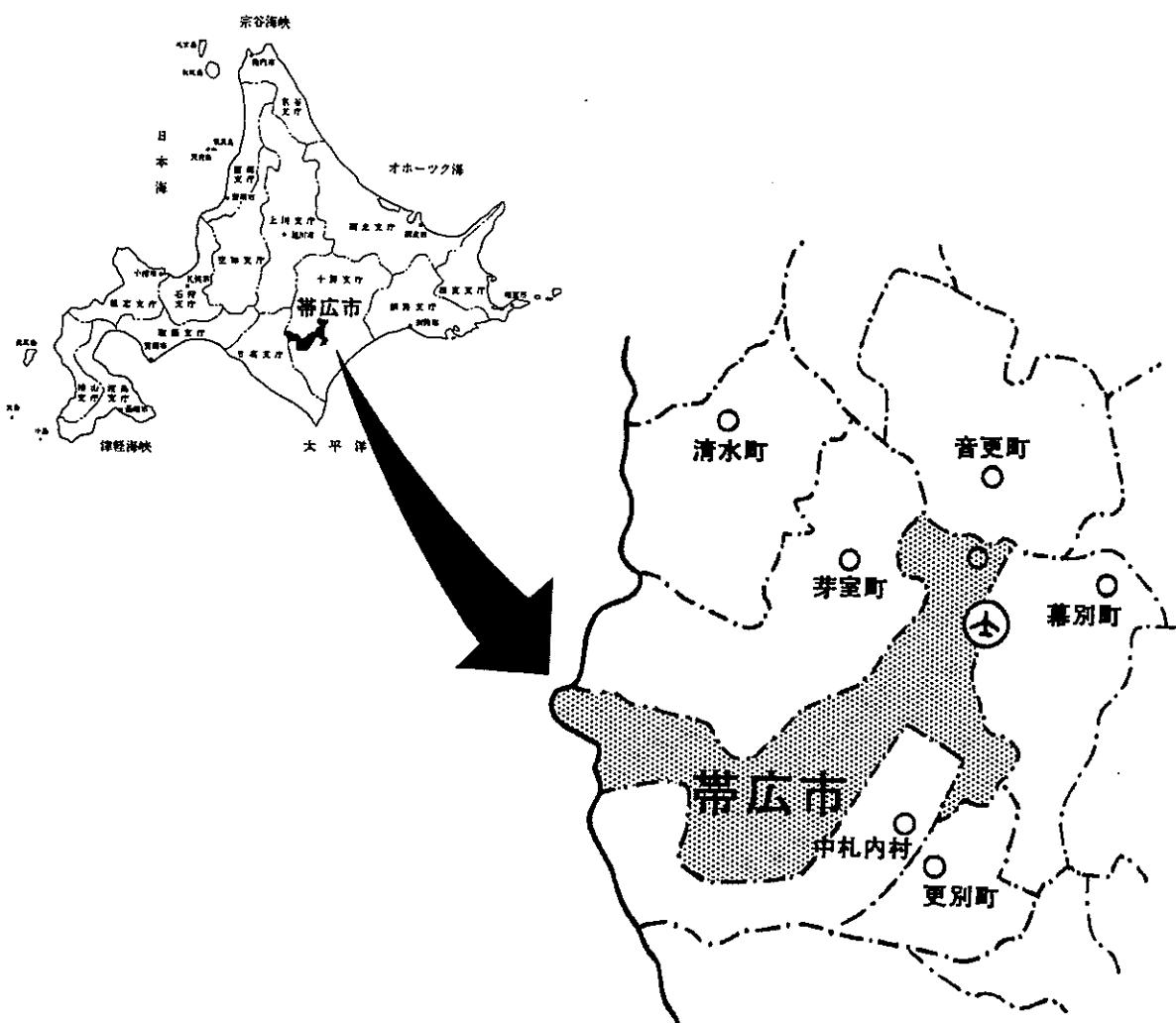
本計画は、「つつじが丘霊園」の残区画数の現状を踏まえ、引き続いて長期的で安定的な供給が可能な市民の永遠の眠りの場としてふさわしい静寂さと厳肅さを兼ね備えた墓園の整備とともに、訪れる市民の憩いの場として緑豊かな自然と優れた景観的要素を取り入れた新たな空間の創出を目的に新霊園整備計画を策定するものであります。

II. 帯広市の概要

1. 位置・面積

帯広市は東経 143 度 16 分 19 秒～142 度 41 分 24 秒、北緯 42 度 33 分 25 秒～42 度 56 分 49 秒十勝平野のほぼ中央に位置し、道内第 5 位（17 万人）の人口規模を有す、道東の政治・経済・文化の中心都市である。

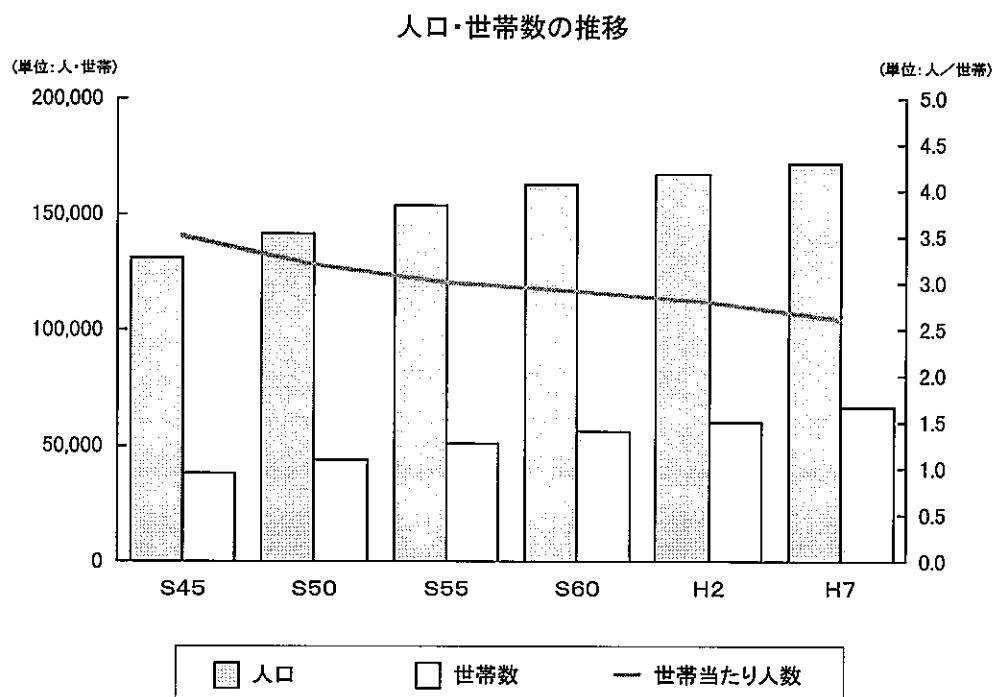
面積は 618.94km² で平坦地が約 60% を占め、その他は、日高山系に属す山岳地帯で構成されている。市街地の中央部には帯広川が、北部及び東部には十勝川と札内川が貫流しており、澄んだ空気と豊富な水に恵まれている。



2. 人口

(1). 人口・世帯数

帯広市の人口は、平成元年以降伸び率が安定し、年平均約900人程度の増加をみせている。世帯数は、人口増加分を差し引いても増加率が高く、世帯あたりの人数推移をみても核家族化の傾向が明らかである。

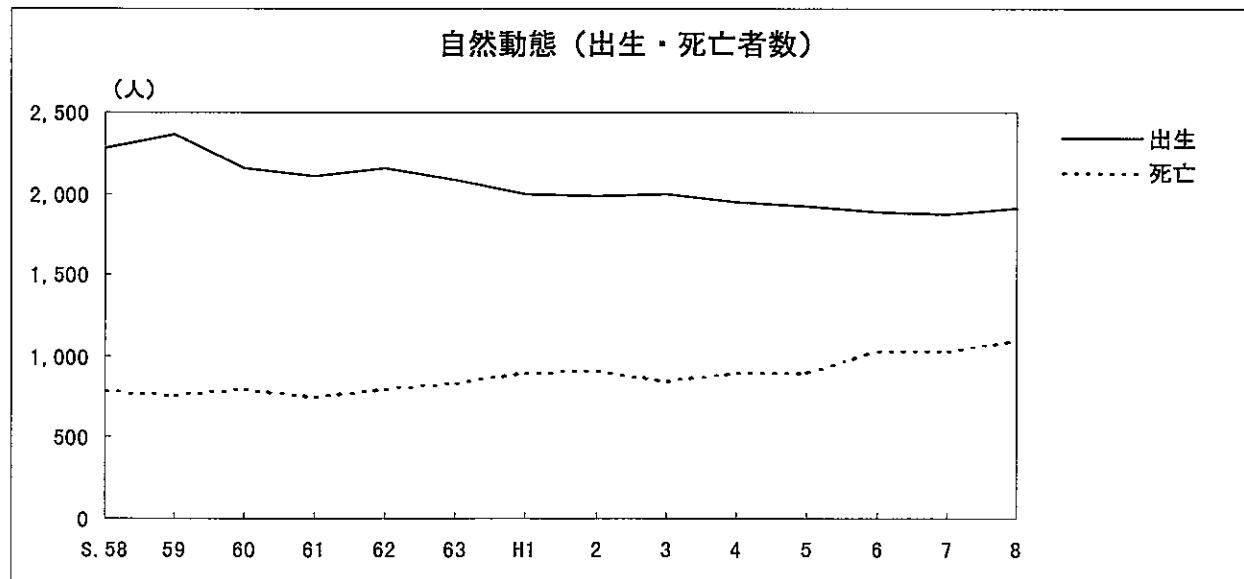
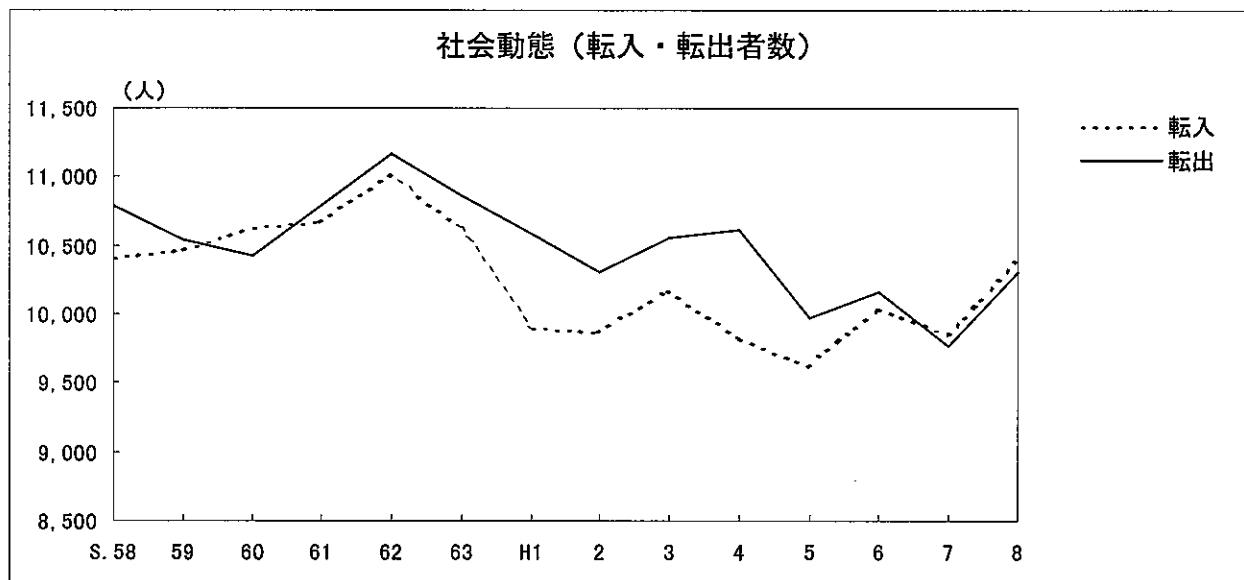


年 次	人 口				世 帯			
	総 数	男	女	増減率	総 数	増減率	世帯当たり人数	増減率
昭和55年	153,861	75,628	78,233	年平均	51,451	年平均	2.99人	年平均
60年	162,932	79,721	83,211	1.18%	56,027	1.78%	2.91人	-0.54%
平成 2年	167,384	81,027	86,357	0.55%	60,431	1.57%	2.77人	-0.96%
7年	171,715	83,079	88,636	0.52%	66,687	2.07%	2.57人	-1.44%
10年11月	174,704	84,881	89,823	0.35%	73,893	3.60%	2.36人	-1.63%

帯広市統計書

(2) 人口動態

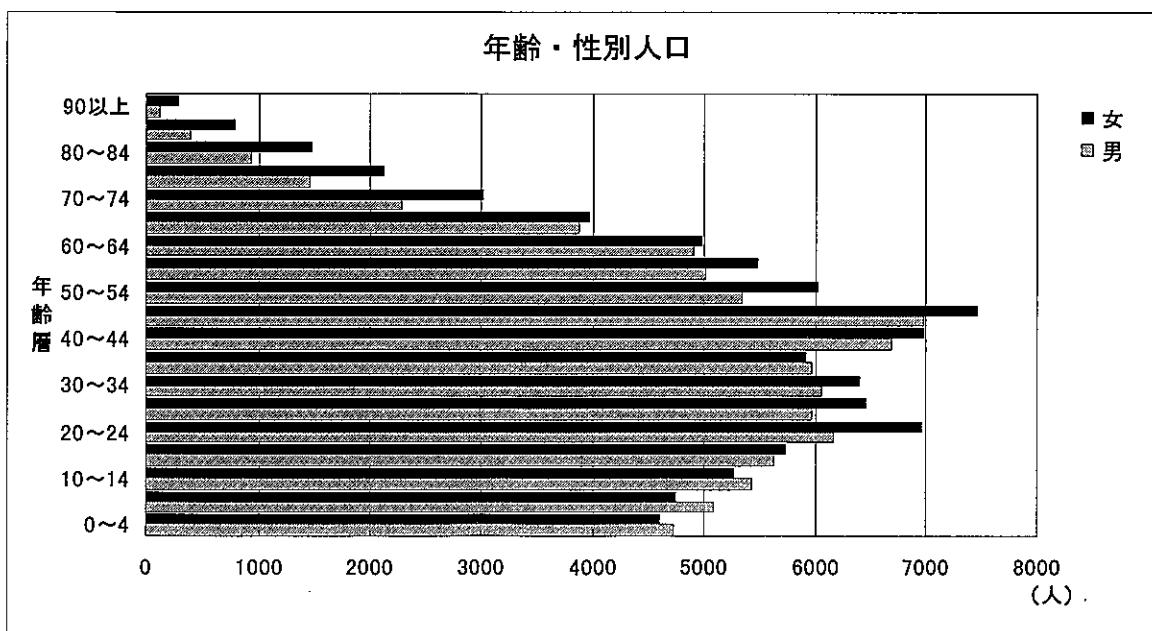
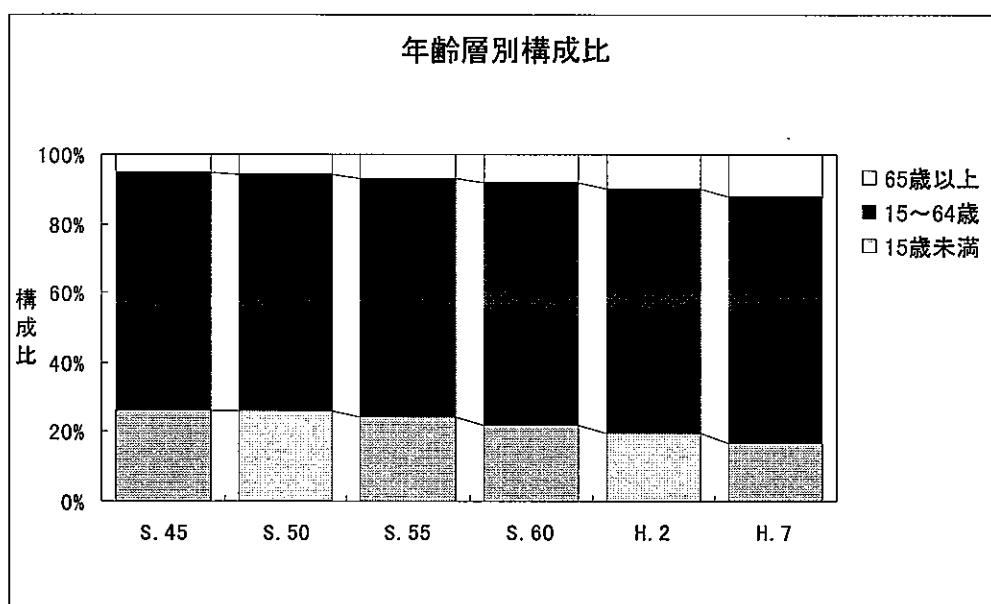
昭和 59 年以降自然増が続いているが、一方出生率の低下に伴い、その割合が減少している。



(3) 年齢別人口

15才未満の若年人口は、年々減少しつづけ、昭和50年度26%の構成比が平成7年度では、17%に、逆に老齢人口は増えつづけ、昭和50年度6%の構成比は、平成7年度では、12%にまで上昇している。いわゆる高齢化・少子化現象である。

15才以上65才未満の就労人口は全体の約71%占め安定した水準を保っている。



3. 気 象

帯広市の気候は、気温の年較差が大きい大陸性気候に属している。年間を通じて晴天の日が多く、冬季においても降雪量は少ない。

風は10月から4月にかけて西北西からの強い風が、5月から8月にかけては東寄りの偏東風（やませ）が強く吹き込む。

氣 象

平成5年～平成9年の過去5年間の平均

月	気温			平均 湿度 %	降水量 mm	最深 積雪 cm	日照 時間 h	日照率 %	平均 風速 m/s	最多風向
	平均 °C	最高 °C	最低 °C							
1	-6.9	4.3	-20.9	69	33.8	52	189.1	65	1.8	西北西
2	-4.8	6.1	-20.8	70	46.2	60	171.8	59	2.2	西北西
3	-0.9	11.6	-14.8	65	47.7	46	226.4	62	2.3	西北西
4	6.0	22.1	-3.8	64	60.0	7	204.8	51	2.4	西北西
5	11.2	26.9	0.8	72	101.2	—	173.8	39	1.9	東
6	14.2	29.6	4.8	80	41.8	—	147.4	32	1.6	東
7	19.6	33.1	11.4	82	41.0	—	147.8	32	1.6	東
8	19.6	32.8	11.4	83	201.5	—	113.6	26	1.4	東南東
9	16.4	29.0	6.9	81	224.2	—	116.2	31	1.4	東
10	10.0	22.7	-2.3	77	68.7	—	163.4	48	1.6	西北西
11	4.2	16.9	-6.6	69	63.0	4	168.9	58	2.1	西北西
12	-2.8	8.8	-16.3	68	25.7	21	168.6	60	2.1	西北西

III. 帯広市の墓地の現状

帯広市には現在大小合わせて 16ヶ所の墓地が整備されており、昭和にかけて「つつじが丘霊園」「緑ヶ丘墓地」が整備され、これを除く他の墓地はいずれも明治、大正にかけて整備された帯広開拓の礎となった開拓者の靈を慰める古き良き墓地であり、また地縁の共同墓地として墓参時などには地域のコミュニティーの場となっている。

16ヶ所の墓地のうち地域性が強い共同墓地が川西地区に 8ヶ所、大正地区に 4ヶ所、市街地に 1ヶ所の計 13ヶ所、供給を停止している墓地が 2ヶ所あり、実質的に供給可能な墓地は「つつじが丘霊園」だけである。

また、「つつじが丘霊園」は過去の貸し出し状況から推計すると平成 13年度をもって貸し出し量が不足し供給不可能となることが予想される。

地区	墓地名	造成年度	敷地面積(m ²)	総区画数	貸出区画数	残区画数	概要
旧市街地	つつじが丘霊園	S. 42	311,459	6,170	5,366	804	順調に貸し出しが行われている
	緑ヶ丘墓地	S. 25	54,431	1,676	1,630	46	原則貸し出し停止中
	帯広墓地	M. 29	8,643	1,237	1,027	210	"
	西帯広墓地	M. 40	11,800	958	423	535	地域共同墓地
川西地区	川西墓地	M. 39	15,451	246	246	0	"
	豊西墓地	T. 9	12,341	144	91	53	"
	富士墓地	T. 8	12,287	210	182	28	"
	別府墓地	T. 9	9,850	232	114	118	"
	基松墓地	T. 9	4,754	124	105	19	"
	上帯広墓地	T. 8	9,916	266	126	140	"
	八千代墓地	T. 8	12,414	229	206	23	"
	上清川墓地	T. 15	11,703	400	224	176	"
大正地区	大正墓地	T. 8	21,637	576	494	82	"
	愛国墓地	T. 8	12,805	93	82	11	"
	幸福墓地	T. 9	15,022	250	214	36	"
	戸蔦墓地	T. 8	12,223	100	6	94	"

(平成 9 年度末)

IV. 現墓地の拡張の可能性

1. 市街地所在の墓地

市街地に近接して整備された3ヶ所の墓地については、いずれも周囲に住宅地がせまっており、また、他の施設が隣接するなどして拡張すべき敷地の確保が困難な状況にある。

特に近年安定的に供給してきた「つつじが丘霊園」については、北側に宅地開発が行われ、東側は河川、西側は帯広市行政区界（畠）、南側は大規模な都市公園として位置づけられている帯広の森が広がっており拡張は困難な状況にある。

また、このような市街地に隣接した土地の取得は郊外地に較べて高額となり事業費の負担増にもつながり適正な永代使用料の設定にも影響を及ぼし市民が求める適正な永代費で、かつ安定的な墓地の供給を阻害することにもなる。

2. 地域共同墓地（農村地区）

帯広の開拓と共に歩んできた歴史を持った墓地であり、それぞれの墓地がその地域に縁の深い墓地である。このように地縁の人々と深い関わりを持ち、またその時々の墓参のおりには地域住民による墓所の草刈や掃除などを通して開拓の祖を偲び語り合うコミュニティの場を形成している。

のことから地域に密着した墓地であり、また歴史的な色彩を持った特色ある墓地であることを考慮すれば、これらの墓地に新たな霊園を拡張することは地域住民の理解を得ることが難しく、地域の良好なコミュニティに影響を及ぼす恐れがある。したがって、これら地域の良好なコミュニティの保全及び周囲の農業環境の保全の観点からも拡張は困難な状況にある。

V. 新霊園の必要性

霊園は、祖先の永遠の住居として、私達はここに礼拝して心の故郷となる場所であり、精神的な支えとなる社会生活上なくてはならない施設である。

また、地方公共団体の基礎的な行政サービスの一環として今後も市民の需要に応えるために、長期的・安定的な供給が必要である。

しかし、現在安定的に供給されている「つつじが丘霊園」は、過去の供給実績でみると平成13年度には供給不可能となる状態にあり、また、その拡張整備も困難を極める状況にある。

その他の市街地墓地も現在の安定的供給量を将来に渡り満足するものではなく、またその拡張整備も困難な状況であることから、「つつじが丘霊園」に後続する新しい霊園計画が必要と考える。

VII. 新霊園整備の基本的な考え方

つつじが丘霊園は、緑豊かな墓地公園として市民に親しまれ、貸し出しも順調であり、比較的高水準の霊園といえる。新霊園は、つつじが丘霊園を基本として考え、自然と調和した豊かな環境と利便性を重視した整備を図る。

1. 整備方針

- (1). 公園墓地として基準緑化率 60%以上を確保し、広がりのある緑豊かな空間を創出する。
- (2). 外周園路、連絡園路に駐車帯を付帯し、利用者が徒歩 50m以内で、墓所、水汲み場に行けるよう利便性を重視した配置計画とする。
- (3). 外周緑地は、四季を彩る多くの樹木を配し、散策園路、休憩広場などの施設と合わせ、安らぎと憩いの空間を提供する。
- (4). 管理棟は導入園路に配置し、利便性を図ると共に、新霊園の核となるような整備を図る。
- (5). 墓所の配置は、区画別に整然とした配列を考え、有効的な土地利用を図る。
- (6). 墓所の安定的、長期的な供給を図るために、およそ半世紀規模の需要を想定した整備計画とする。

2. 法規制

墓地及び墓園の開発・運営の許可基準にあたって、重要な役割を果たす法律として「墓地・埋葬等に関する法律」（厚生省管轄）と「都市計画法」（建設省管轄）がある。

○ 「墓地・埋葬等に関する法律」関連

□ 「墓地・埋葬等に関する法律」

主に墓地の管理・運営に関する法律で、墓地関連では管理者の義務、その他管理に関する規則がある。

□北海道墓地・埋葬等に関する法律施行細則（S59. 10. 1 北海道規則第百号）

墓地の管理・運営に関する規則の他、設置場所の基準・施設の基準など墓地開発にかかわる細かな規則がある。

○都市計画法関連

□都市計画法

都市計画法では、墓地・墓園の都市施設としての位置づけや定義が明確にされており、開発に際しての手続き等が述べられている。

□墓地計画標準（S34.5.11 建設事務次官通達）

墓地・墓園開発の基礎となる規則で墓地の配置基準・規模・境域・施設規模等の細かな基準が設定されている。また、都市計画決定を行う際の資料作成についても述べられている。

□都市緑化対策推進要綱（S51.6.9 建設事務次官通達）

墓園の緑化面積率の基準

○その他

□農地法

農地の転用について

□農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

農用地等として利用すべき土地の区域設定について

□道路法

□河川法

VII. 新靈園適地（位置）の選定

適地の選定に際しては、「墓地」という特殊性を充分に考慮し自然的特性を始め、土地利用状況・法規制状況・土地所有権・関連計画・地域の開発動向・自治体や住民の意識など社会的特性を充分に検討した上で決定することが必要である。

1. 選定条件

(1) 法的制約

□墓地計画標準

墓地は都市の総合的な土地利用計画に基づき静寂な環境にその位置を選定するものとし、墓地の諸施設は周囲に及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意して計画すること。

- 1) 市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、市街地からおおむね1時間以内で到達できる位置であること。
- 2) 土地の取得及び管理経営が容易であって、将来必要が生じた場合は拡張の余地があること。
- 3) 緑地系統の一環として配置すること。
- 4) 美田良畑を避けるとともに、場合によっては傾斜地、荒ぶ地等の利用を考慮すること。
- 5) 主要な道路、鉄道及び軌道に接しないこと。
- 6) 墓地の面積は1箇所おおむね10ha以上とすること。

□墓地・埋葬等に関する法律施行細則

国道・道道その他交通の頻繁な道路・軌道・河川・湖沼・海岸・公園・学校・病院その他公共施設及び人家から110m以上離れている場所であること。

ただし、知事が公衆衛生上その他の公益の見地から支障が無いと認める場合は、この限りでない。

（2）建設地域におよぼす影響への配慮

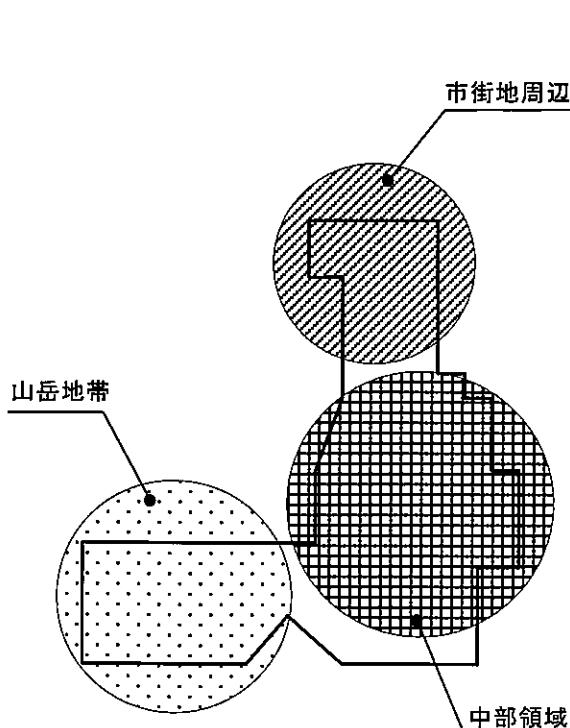
- ・風向きしだいでは、線香による煙害が及ぼないこと。
- ・墓参が集中する時期には、車の渋滞が発生し、一般車両・歩行者の通行に支障をきたさないこと。
- ・大規模な地形の改変に伴う自然環境の破壊となならないこと。
- ・墓地ができることで、地域イメージが悪化しないこと。
- ・建設することにより地域に対して好ましくない風評が立たないこと。

（3）利用者の墓園の需要動向への配慮

- ・価格、交通や使用上の利便性を重視する人が多く、また墓域及び墓域周辺が良好な自然環境であり、かつ適切な管理運営を受けられる立地環境であること。

2. 帯広市の地勢に見る適地の検討

本市全域の地勢を基に選定する。



1) 山岳地帯（八千代、戸蔦以南の奥地）

- ・市街地からの距離が遠い
- ・交通の利便性の確保が難しい
- ・豊富な自然があり、環境破壊に結びつく大規模な面的開発は難しい
- ・ポロシリリゾート開発計画・岩内自然の村・八千代公共育成牧場など最も自然環境に優れた地域を形成していることから立地は難しい

2) 中部領域（川西、大正地区の畠地帯）

- ・良質な畠地帯が広がる帯広の農業の中心地域である。従って、10ha以上の雑種地・傾斜地・荒ぶ地はない
- ・広がる農地、点在する耕地・防風林など十勝をイメージする田園風景が広がっているなどいずれの地域も墓園の立地は難しい

3) 市街地周辺の検討（都市計画区域内）

- ・北部：十勝川南側までは市街化が進み、工業団地等が立地されている。
十勝川を挟み北側には、飛び地として中島地区が一団の土地を形成している
- ・南部：今後の市街化の拡大が予想される地域であり、自然に恵まれた小河川を有する地域で、平成10年度に新市街地構想が作成されている
- ・東部及び西部：幕別町・芽室町との行政区域界まで、市街化が進んでいる

以上、地勢に見る適地の選定の検討結果を基に候補地として、地形的に十勝川により分断され飛び地として形成されている「中島地区」を検討する。



VIII. 中島地区内における位置の決定

1. 中島地区の位置、面積

中島地区は、市街地中心部（JR根室本線帯広駅）から、北西約8kmの距離にあり隣接する音更町、芽室町との行政区域界を形成する地域である。

同地区は、南側に十勝川、東側にシブサラビバウシ川、西側から北側にかけて西士狩第1支川に囲まれた平坦な地形を有する。

同地区は総面積約176haの肥沃な沖積土からなる農地であるが、地区の西側約23haは、ごみ処理施設等の清掃関連施設が配置され、また北側の一部は民間による農業以外の土地利用となっている。

また、同地区には縦横に道々が貫通しており、交通アクセスは便利なところでもある。

2. 中島地区的地域特性

- ① 十勝川で分断された飛び地で、市街地の拡大などによる市街化区域への害となる恐れが少ない。
- ② 地理的条件により、都市基盤整備を求められる住宅系の開発は難しい。
- ③ 開発による自然環境への影響が少ない。
- ④ 地形が平坦であり、大規模土木工事を必要としない。
- ⑤ 十分な用地の確保が可能である。
- ⑥ 市街地中心部から近距離にあり、交通網も整備されている。
- ⑦ 清掃関連施設の立地経緯から地域として土地利用の要望があり、墓園建設に対する理解を得られやすい。

3. 地区内の土地利用の検討

同地区は主要な交通網（道道）により土地利用を考える上で3つの地域に分割して考えられている。

(A・B・C地区) ※面積は道路用地等を除く。

地区全体としては、市街化区域とは十勝川により分断されており、都市基盤整備が求められる住宅系の開発は難しいと考えられているが、長期的には同地区南側の工業団地の整備、進展状況や交通体系の要所としての充実などから業務系の開発も予測されるところである。

又、既に一部清掃関連施設の立地や計画も予定されている箇所もある。

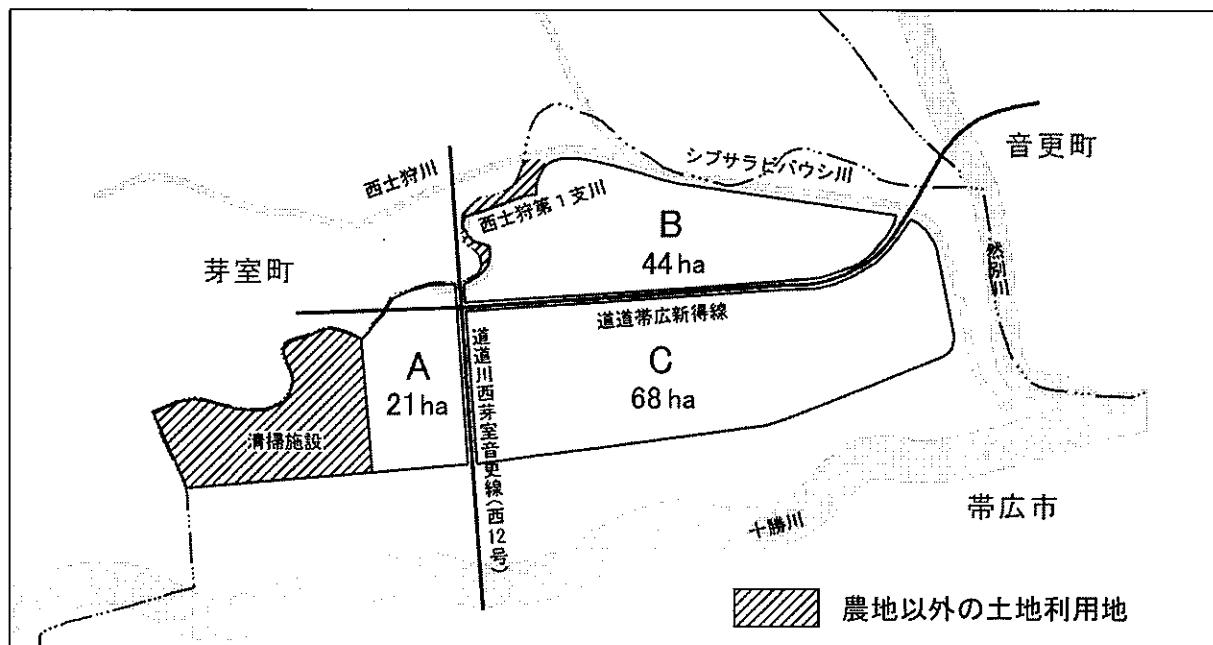
Aブロック 面積が不足

Bブロック 面積は概ね充足 北は河川、南側は道々により区切られ、他の土地利用の妨げにならない。

Cブロック 面積充分 都市計画上、河川を挟む南側の土地との連続性を持ち、土地利用の有効性が高い。余剰が生じた場合の土地利用に困難性が生じる。

Bブロックの飛び地化（土地利用の影響）

従って、Bブロックを新霊園の適地として選定する。





IX. 計画地の概要

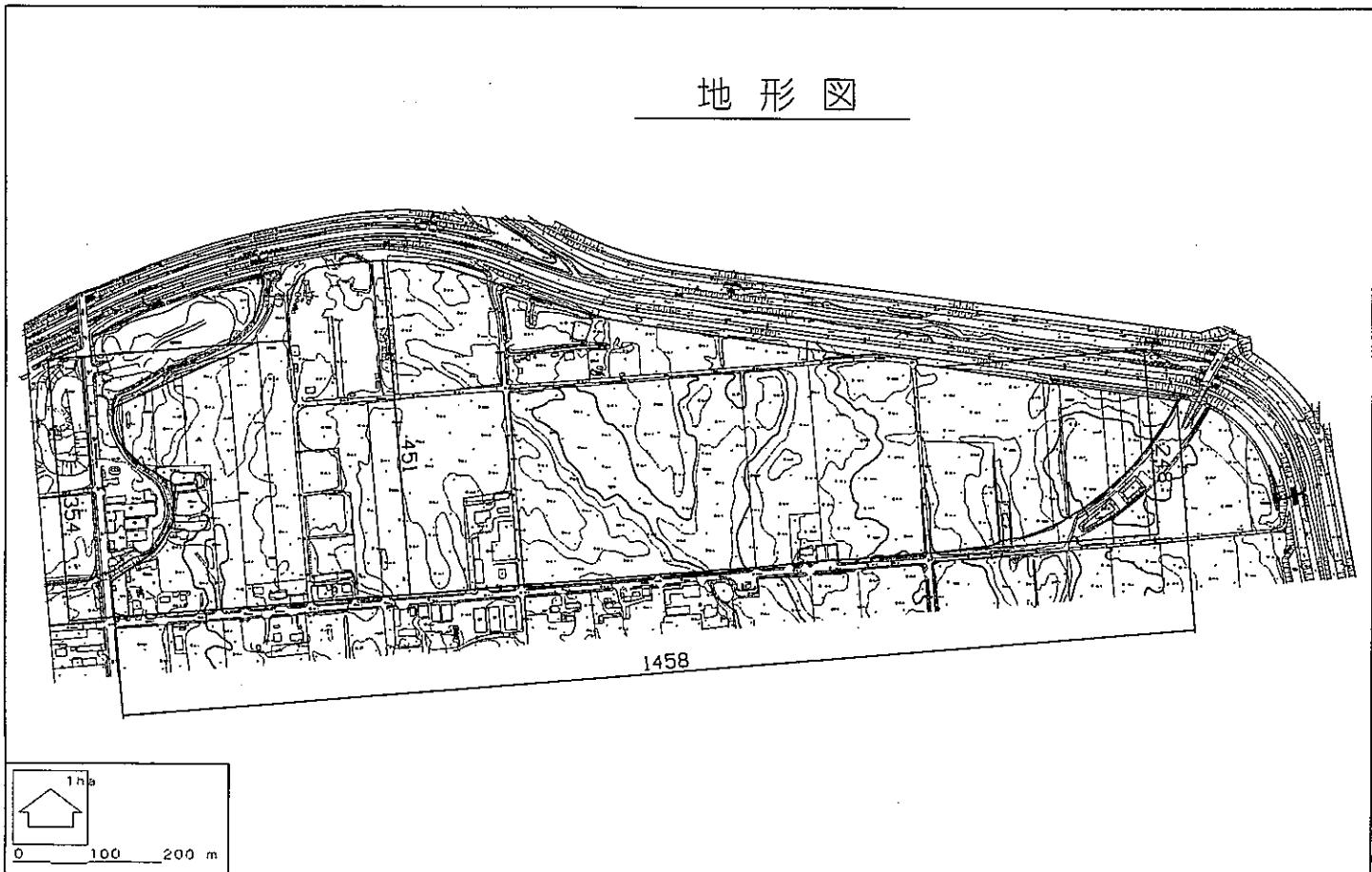
1. 自然系特性

(1). 地 形

標高差約5mのほぼ平坦な地形で、計画地東側は標高45mを基準にわずかな起伏を形成し、西側は標高45mから48mへと緩やかに傾斜している。

敷地外となるが、北側、西士狩川及びシブサラビバウシ川との境界及び道路との境界の一部には約3m程度の法面が形成されている。

地 形 図



(2) 地質・土壤

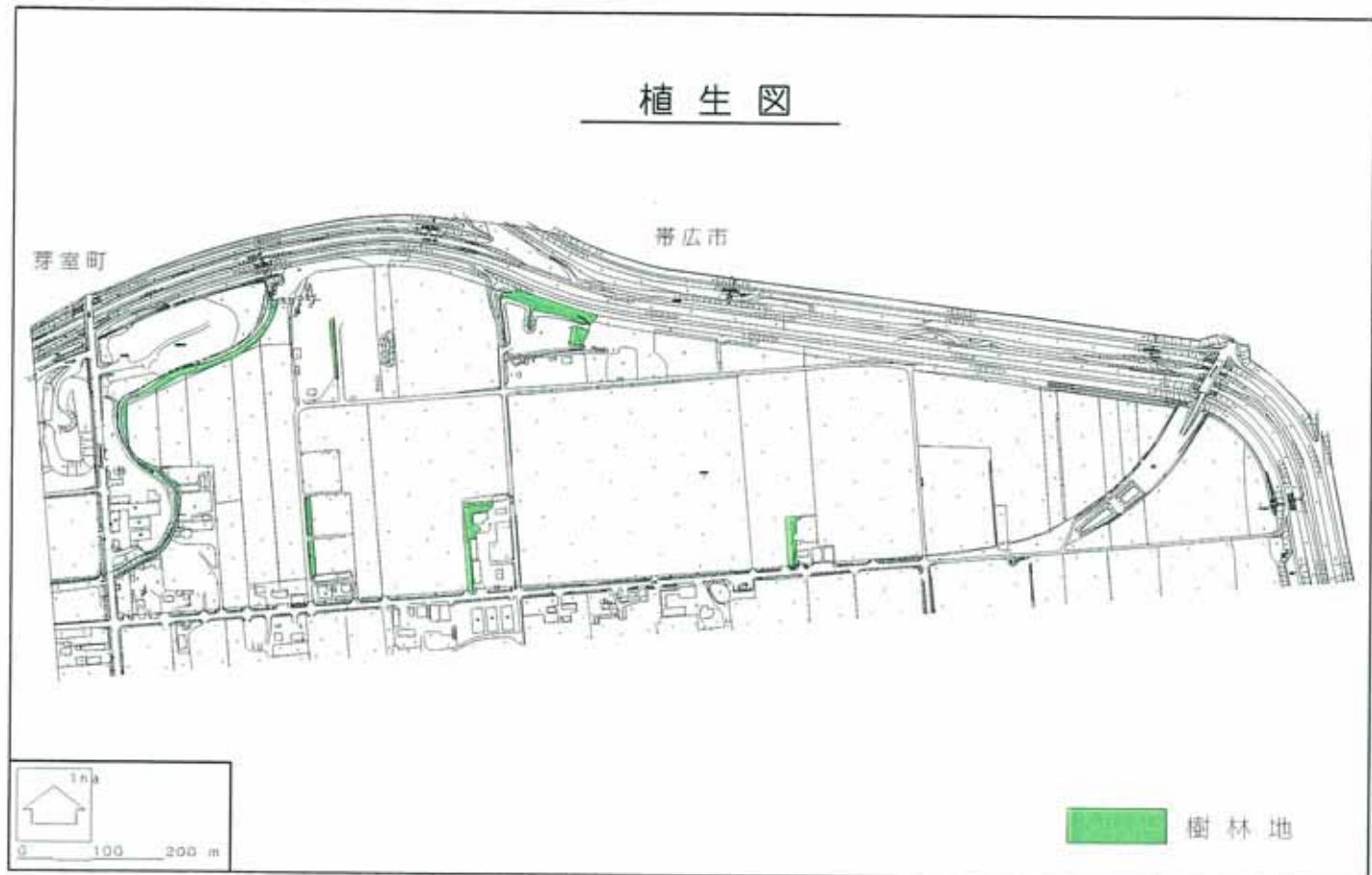
計画地の地質は、砂・礫及び粘土を主成分とする氾濫原堆積物と礫及び砂を主成分とする中札内面堆積物で形成されている。計画地の約6割を占める氾濫原堆積物は、安山岩類・溶結凝灰岩類の礫が多く、多いところでは最大20m前後の層を形成している。中札内面堆積物は、粒径5cm~20cm程の礫層で、基質は粗粒砂・中粒砂からなる。



(3) . 植 生

本計画地では、ほとんどが耕作地で占められており、植生は農家住宅地の周囲に屋敷林的に点在する他、計画地西側を流れる西土狩第1支川沿にわずかに帯状に河畔林が形成されている。

植 生 図



(4) . 景 觀

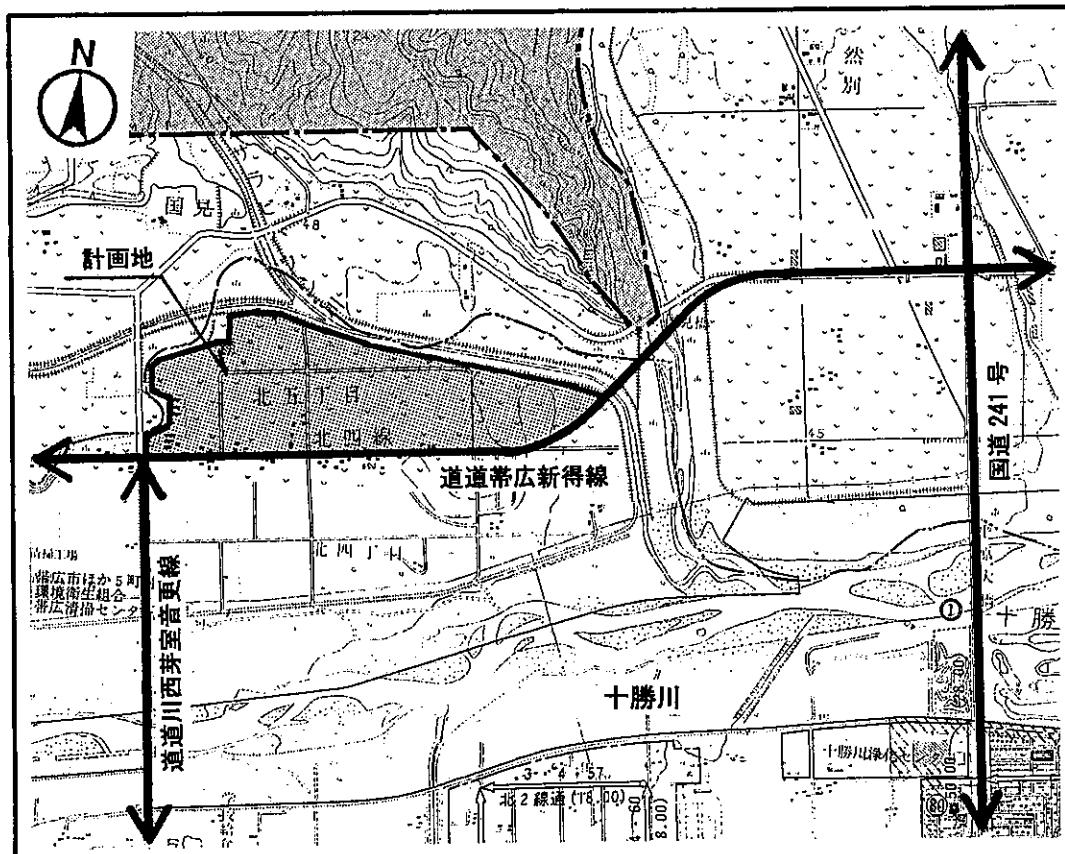
工場・住宅地が点在しており、十勝らしさをイメージするに至っていない。
北側には河川を挟んで丘陵地が、西側には遠く幌尻岳が望める。
平坦な耕作地、直線的に伸びる道路と田園風景が広がっているが、四方を
河川で囲まれた地域で、特徴的な景観は有していない。

2. 社会系特性

(1). 交 通

計画地は、十勝川により市街地と分断されており、現時点での主なアクセスとしては、計画地西側を走る道道川西芽室音更線を利用することになる。

現在、計画地南側を東西に走る北4線の道道帯広新得線への路線変更を実施中で、完成すると国道241号を経由し、計画地へ至ることが可能となり、道路網のループ化が進み、交通手段の利便性が飛躍的に向上する。



(2) 現況土地利用

計画地は、農業振興地域で、敷地の約80%を畠で占めている。所有別をみると民有地が全体の95.7%とほとんどを占め、国有地・市有地は帯状にわずかに分布する。

現況土地利用

地目	国有地		市有地		民有地		全体面積	
	面積(m ²)	比率(%)						
畠	—	—	—	—	350,922.37	84.3	350,922.37	80.7
宅地	—	—	—	—	26,094.83	6.3	26,094.83	6.0
原野	—	—	—	—	22,653.35	5.4	22,653.35	5.2
雑種地	—	—	—	—	15,747.54	3.8	15,747.54	3.6
公衆用道路	6,374.66	100.0	12,166.99	100.0	941.06	0.2	19,482.71	4.5
計	6,374.66	100.0	12,166.99	100.0	416,359.15	100.0	434,900.80	100.0

(図上求積による)

所有別

所有	面積(m ²)	比率(%)
国有地	6,374.66	1.5
市有地	12,166.99	2.8
民有地	416,359.15	95.7
全体面積	434,900.80	100.0

現況土地利用図

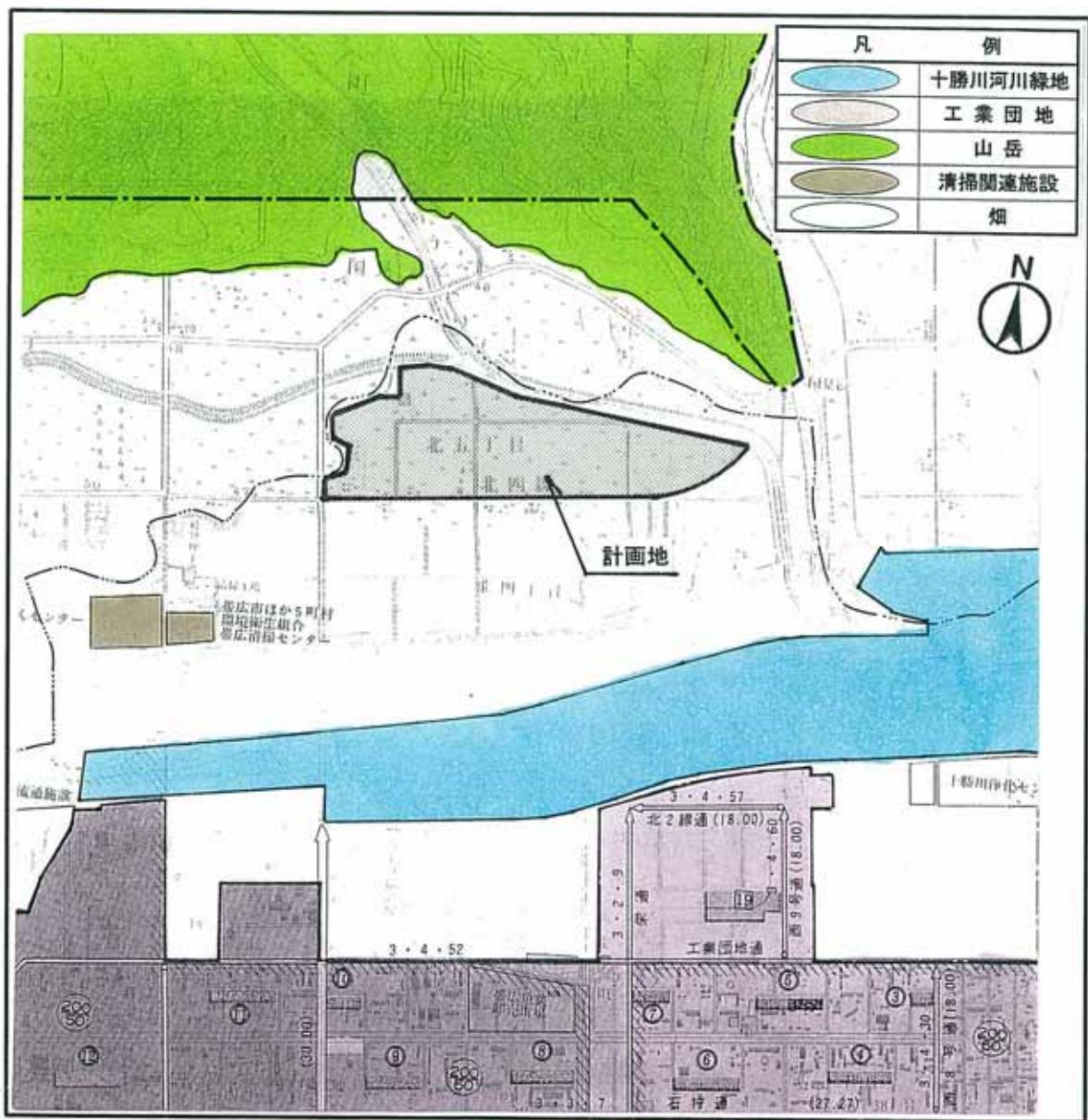


一凡例一

	畠		公用道路
	宅地		
	原野		
	雜種地		

(3). 周辺土地利用状況

計画地の位置する中島地区は、東の然別川、南の十勝川、北の西士狩川・シブサラビバウシ川に挟まれ、芽室町の丘陵地帯で囲まれた地域で、西側は計画地周辺と同様、芽室町市街地に至るまで農地が広がっている。十勝川を挟んだ南側には市街化区域が形成されているが、工業団地が主な用途で近接する住宅地はない。計画地南西部には、十勝環境複合事務組合のゴミ処理施設・し尿処理施設の他、帯広市の清掃センターなど公共の清掃関連施設が立地されている。



X. 開発規模の検討

1. 開発規模

(1) 墓地は、社会生活上必要不可欠の施設であり、長期的に安定した供給が必要と考えられる。しかし、墓園建設は、事業費、法的規制、敷地選定、需要予測、周辺土地利用など様々な課題の対処が必要であり、容易に計画することはできないと考えられる。そこで、長期間使用可能な規模設定が必要とされる。

帯広市における墓地配置状況を考慮すると、およそ半世紀前後の超長期的な敷地規模が望ましいと考えられる。

(2) その半世紀規模の超長期構想における開発規模の必要な土地として選定した当該地は、四方を河川、道路など公共施設に囲まれ一団の土地を形成しており、その面積 43.5 ha あり、長期使用の構想に適した規模といえる。

(3) 使用期間・区画数の設定は、法的制約である緑地率（60%以上）、墓所率（1/3 以下）、外周緑地（75m～110m 確保）を満足させながら長期間使用可能な墓所面積を確保し、その確保された墓所面積と「つつじが丘霊園」における年間需要実績（区画構成 4 m²、6 m²、8 m²、12 m²、16 m²）と区画構成比を基に使用期間・区画数を以下のように設定した。

	つつじが丘霊園	新霊園
開発規模	31 ha	43.5 ha
使用期間	31 年間	44 年間
区画数	6,170 区画	9,500 区画

つつじが丘霊園と新霊園の規模・期間・区画数を対比してみると、その比率は類似しており、過去の実績から推測すると適切な整備規模と考えられる。

2. 墓地需要予測

墓地需要を予測し、適正な墓地供給計画をたてることは、墓園建設計画を行う際の最も重要な要素となる。

予測方法には、人口を基に算出する方法と世帯数を基に算出する方法があるが、いずれもその地域の特性、特に人口動態・風習・都市背景など様々な要素により大きく変化する。本計画では、需要予測は「つつじが丘霊園」の過去の実績を採用しているが、人口・世帯数それぞれによる予測を行うことで、その信頼性を高め、適正な需要量を照査するものである。

(1) 「つつじが丘霊園」の需要動向

区分	前期造成区画数	後期造成区画数	計	貸出区画数																残区画数
				S45 ~58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	計	
4 m ²	750	460	1,210	429	21	43	35	28	33	43	45	59	45	64	40	63	64	48	1,060	150
6 m ²	1,689	883	2,572	930	64	37	63	97	76	89	130	147	109	91	94	100	95	92	2,214	358
8 m ²	1,104	580	1,684	604	20	74	53	52	58	86	75	81	68	57	60	57	55	73	1,473	211
12 m ²	330	105	435	146	19	27	25	20	13	39	20	21	17	9	10	18	9	8	401	34
16 m ²	182	87	269	99	10	18	7	7	14	9	14	8	4	7	6	4	10	1	218	51
合計	4,055	2,115	6,170	2,208	134	199	183	204	194	266	284	316	243	228	210	242	233	222	5,366	804

(2) 「世帯数」による年間予測

墓地需要を予測する算定方式は様々な形で考案されているが、需要対象を原則として、ひとつの地域社会に限定している点など最も信頼性の高いものとして、各自治体で多く採用されている下記の算定方式にて検討する。

墓地需要算定方式

$$Q_1 = H_1 \times S \times P \times M \quad (\text{墓地需要率による})$$

$$Q_2 = H_1 \times S \times R \times M \quad (\text{傍系世帯率による})$$

$$Q = (Q_1 + Q_2) / 2$$

Q : 1年における墓地区画需要数

H₁ : 期間中の平均総世帯数 78,302 世帯

S : 定着志向係数 0.709

P : 墓地需要率 0.289

R : 傍系世帯率 0.328

}

(世論調査による)

M : 年間死亡発生率 0.014 (死者数／総世帯数・過去10年間)

$$[Q_1 = 78,302 \times 0.709 \times 0.289 \times 0.014 = 225]$$

$$[Q_2 = 78,302 \times 0.709 \times 0.328 \times 0.014 = 255]$$

$$[Q = (225 + 255) / 2 = 240 \text{ヶ/年}]$$

※期間中の平均総世帯数

国土庁計画調整局の試算によると、平均世帯規模は平成 12 年（2000 年）を境に減少傾向に歯止めがかかり、その後はわずかな減少もしくは現状で推移するとしている。

※墓地需要数

地域に定着、もしくは定着しようとする世帯の中で、墓地を持っていないものを対象とする。

※傍系世帯率

親から独立して、新たにつくられた世帯、傍系家族を対象とする。

平成 12 年度の平均世帯数規模は昭和 55 年～平成 7 年の推移から想定すると平成 12 年では -0.26 人の 2.31 人となる。つまり、墓所供給の平均総世帯数は 180,878（コードホート要因法による）／2.31 で 78,302 世帯となる。

年 度	総世帯数	平均世帯規模	減少率
昭和 55 年(1980 年)	51,451	2.99 人	—
昭和 60 年(1985 年)	56,027	2.91 人	-0.08 人
平成 2 年(1990 年)	60,431	2.77 人	-0.14 人
平成 7 年(1995 年)	66,687	2.57 人	-0.20 人
平成 12 年(2000 年)	78,302	2.31 人	-0.26 人

(3) 「人口」による年間予測

墓地需要算定式

$$Q = H \times P \times M$$

Q : 1年間における墓地区画需要数

H : 期間中平均人口 180,878人 (コーホート要因法による)

P : 年間死亡発生率 0.00552 (死者数／人口・過去10年間)

M : 墓地需要率 0.22 (全国墓所必要数推計に用いられた率)

$$[Q = 180,878 \times 0.00552 \times 0.22 = 220 \text{ケ/年}]$$

(4) 需要予測の比較

比較結果は以下のとおりである。人口による場合はほぼ同数であるが、世帯数による場合は多めに出ている。予測は理論値であるということを考慮すると実績値と予測値はおおむね良好な関係と思われる。

『人口』による場合

$$[220 \text{ケ/年} \times 44 \text{年} = 9,680 \text{区画}]$$

『世帯数』による場合

$$[240 \text{ケ/年} \times 44 \text{年} = 10,560 \text{区画}]$$

予測の手法	需要予測
つつじが丘霊園実績による	9,500 区画
人口による	9,680 区画
世帯数による	10,560 区画

3. 施設規模（規格）の検討

(1). 標準規格の設定

一 規 格 一

	墓地計画標準 (建設省)	北海道墓地・埋葬等に 関する法律施行細則 (北海道)	都市緑化対策推進 要綱(建設省)	(仮称) 中島霊園
墓園面積	10ha 以上	10ha 以上	—	43.5ha
墓所1区画の面積	4 m ² 以上	4 m ² 以上	—	4、6、8、12、16 m ²
墓参通路	2 mを標準	2 mを標準	—	2 m
管理用園路	3 m以上	—	—	3 m
主要幹線園路	6 m以上	6 m以上	—	外周園路 9 m 導入園路 11 m

一 導 入 施 設 一

	墓地計画標準 (建設省)	北海道墓地・埋葬等に 関する法律施行細則 (北海道)	都市緑化対策推進 要綱(建設省)	(仮称) 中島霊園
最小導入施設	管理事務所、休憩所、 水道及び駐車場	管理事務所、休憩所、 トイレ、水道、駐車場等 必要な施設	—	管理事務所、休憩スペー ス、駐車スペース、 トイレ、水道、照明、 案内施設
利用スペース (広場等)	広場、休憩施設等に は、花壇・噴水・彫像・ パーゴラ・四阿等の 修景施設を適宜配置 する。	—	—	花壇・彫像・パーゴラ・ 四阿・モニュメント等
管理用スペース (管理棟)	主要入口部付近に設置	—	—	導入園路沿い

一 面 積 比 率 一

	墓地計画標準 (建設省)	北海道墓地・埋葬等に 関する法律施行細則 (北海道)	都市緑化対策推進 要綱(建設省)	(仮称) 中島霊園
墓所面積の割合	墓地面積の 1/3以下	墓地面積の 1/3以下	—	15.0%
緑地率	—	—	60%以上	63.3%

(2) 墓所区画の設定

墓所区画は、一般に3m²以下の小区画、4～8m²の中区画、9m²以上の大型区画で構成されている。

ただし、本新霊園の場合、都市計画法施行令等で最小区画面積は4m²以上を確保すると定められており、小区画は存在しない。墓所タイプ別の需要をみると、現在も将来的にも、中区画の需要が高く、つつじが丘霊園の需要動向をみて以下を設定する。

墓所規模	つつじが丘霊園		新霊園	
	個数	比率(%)	個数	比率(%)
全体墓所数	6,170	100.0	9,500	100.0
4m ² 墓所	1,210	19.6	2,105	22.2
6m ² 墓所	2,572	41.7	3,933	41.4
8m ² 墓所	1,684	27.3	2,569	27.0
12m ² 墓所	435	7.0	493	5.2
16m ² 墓所	269	4.4	400	4.2

区画方位

墓所区画の方位は、南向きが最も好まれ、次いで東向き、西向きの順で、北向きは慣習的に避けるべきである。

4. 導入機能の検討

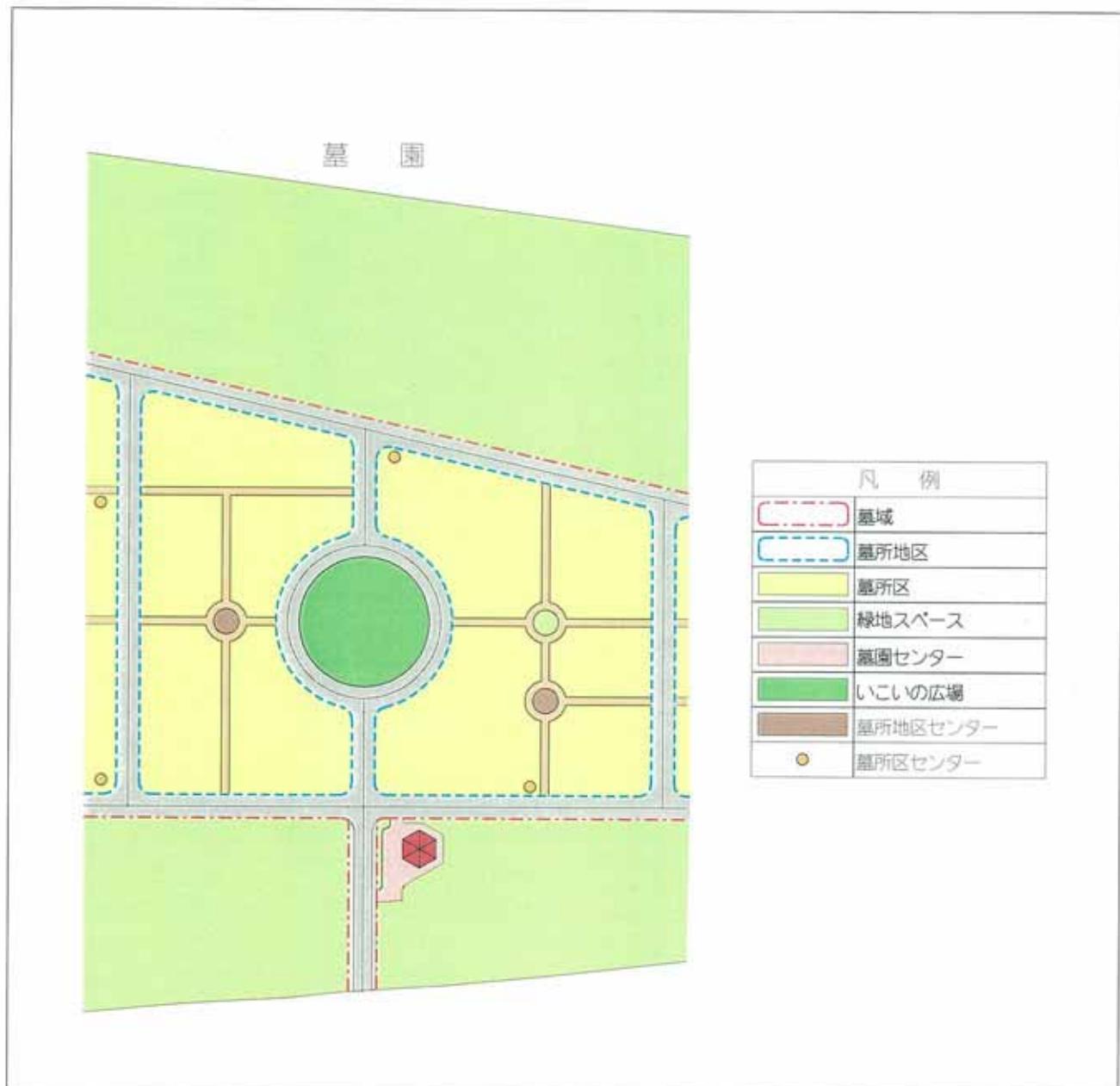
墓園は4つの基本機能によって構成される。墓所などの納骨スペース、墓参の為の園路・地区センターなどの利用スペース、墓園センター（管理事務所）・駐車場などの管理スペース、修景を基本とする緑地スペースがそれで、中でも緑地スペースの機能拡大が近年重視される傾向にある。

(1) 墓園の基本構成

- ・墓 所 墓石を設置する区画で 4 m^2 、 6 m^2 、 8 m^2 、 12 m^2 、 16 m^2 の5タイプがある。
- ・墓所区 区画規模ごとにまとめられた墓所の集合体で55ヶ所設置する。ここは、管理用園路もしくは外周園路・連絡園路で区切られたエリアで、墓所・墓参通路・墓所区センターが構成施設となる。
- ・墓所地区 墓所区の集合体で、墓所区4ヶ所から8ヶ所の割合で1つの墓所地区を形成する。
墓所地区は、全体で9ヶ所あり、墓所区・管理用園路・墓所地区センターで構成される。
- ・墓 域 墓園全体から外周緑地を除いたエリアで、墓所地区・外周園路・連絡園路・導入園路・2ヶ所のいこいの広場・墓域センター等、墓参の為の基本機能で構成される。
尚、墓域は建設年次計画に準じ、4つの墓域に区分される。

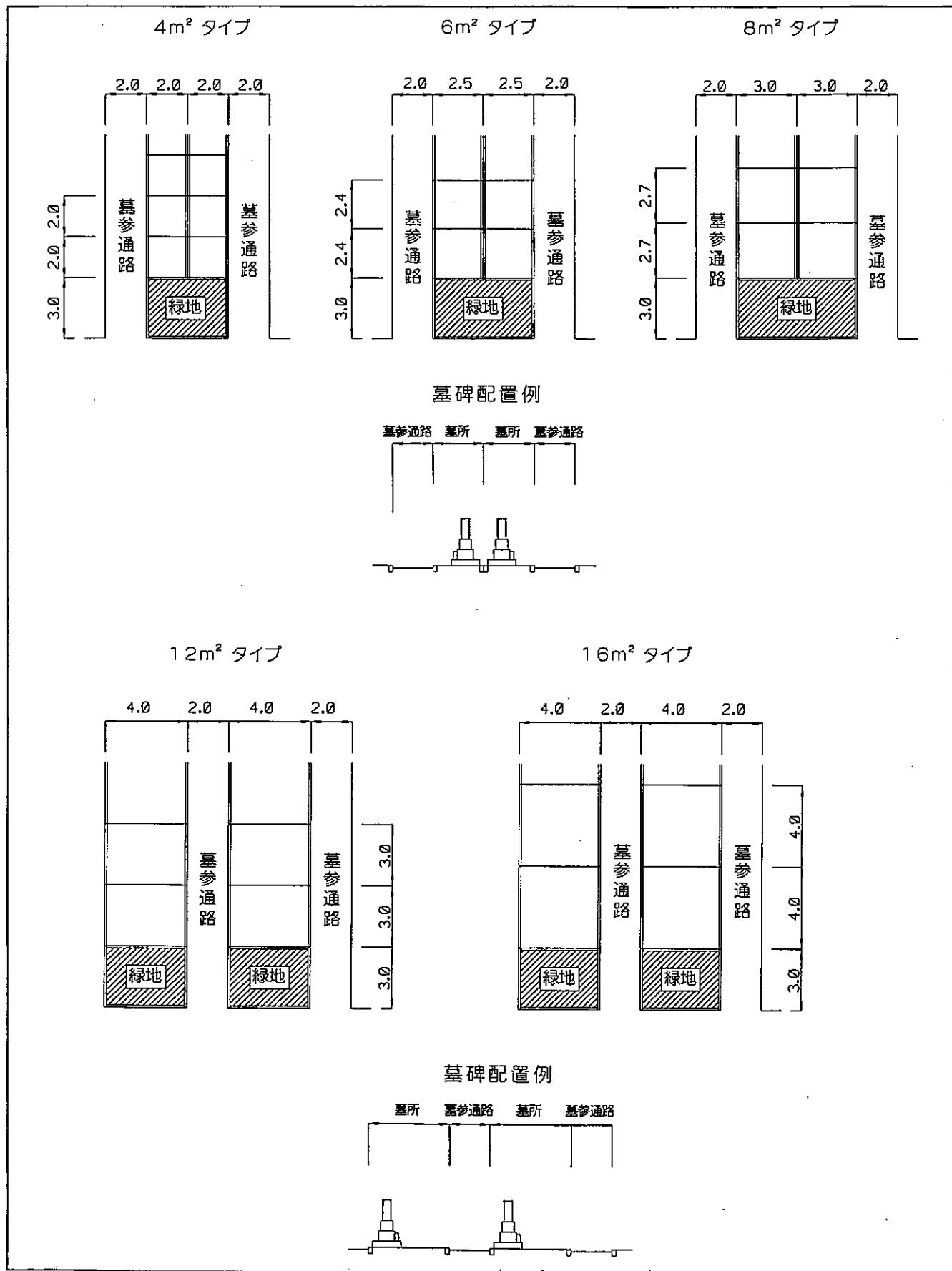
- ・墓所区センター 墓所区内に置かれる面積 12 m²程度の小広場で、墓域全体で 20ヶ所設置する。
この広場は、墓参時の利便施設として機能するもので、水汲み場・案内板等を配置する。
- ・墓所地区センター 概ね、墓所地区に 1ヶ所の割合で設置する面積約 80 m² の円形広場で墓参者の利便、休憩スペースと管理用スペース（管理車両の車廻し）で構成する。
ここでは、水汲み場など利便施設の他、案内機能・休憩機能を導入し、墓所地区の核としてその機能の多様化を図る必要がある。
- ・いこいの広場 墓園の象徴的空間として機能する広場で墓園東側と西側入口部に 2ヶ所設置する。
ここは、修景・休憩機能が主な要素で利便施設の提供は行わない。
東側広場は、壁泉を主体としたシンボリックな広場で墓園をイメージづける意匠的要素が強い。
西側広場は、中央に設置されるモニュメントを中心に周囲に広がる芝生広場などオープンスペースの確保に努め、「集い」「憩い」の広場として機能させる。
- ・墓園センター 墓園の管理運営の拠点となる施設で東側入口部に配置する。
ここには墓園のインフォメーション機能とトイレを付帯した管理事務所を設置し、墓参者への案内・説明等、様々なサービスの提供を行う。

墓園機能模式図



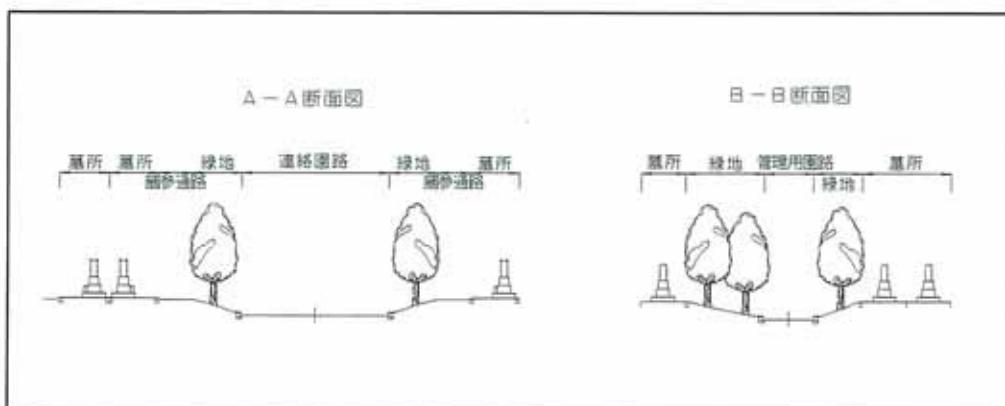
(2) 墓所

4m^2 、 6m^2 、 8m^2 、 12m^2 、 16m^2 の5タイプで、 4m^2 、 6m^2 、 8m^2 の墓所は規制墓所及び自由墓所とし、 12m^2 、 16m^2 は全て自由墓所である。



(3) 墓所区

本計画では、緑に囲まれた墓所区を独立させ、それらの単位を集合し全体を構成するスタイルを採用する。



(4) 墓所地区

墓所地区は、緑に囲まれた独立した墓所区の集合体で外周園路・連絡園路に直面して設置する。この配列形式はクラスター方式と呼ばれ、機能性・景観性の追求を前提としている。



XI. 基本方針

1. 土地利用方針

公営墓園建設の場合、長期的視野に立った計画が前提となる。その為、区画数の規模も大きくなり、区画タイプも多種なものが求められる。

制約される緑地率、墓所率を維持しながら適正な墓所区画を確保し、約半世紀の将来にわたり市民の需要に応じられることを基本に、周辺の環境とバランスのとれた土地利用を図る。

本計画地は、シブサラビバウシ川流域に位置し、靈園建設に伴う治水対策が必要である。このため、外周緑地（75m～110m）は、洪水抑制対策として調整池を配置する。計画地東側にシブサラビバウシ川の吐口工があることから、計画地東端に本調整池を配置しなければならない。このため、排水施設は本調整池より順次、西側へと整備しなければならない。したがって、本調整池を整備する計画地東側より順次、西側へ造成を進められるように導入園路、連絡園路、墓所の配置、また、それぞれの核となるセンター施設の配置も、洪水抑制対策である本調整池、排水施設を考慮した土地利用を図る。さらに、調整池を利用した多目的のオープンスペースを整備し、災害防止を図ると同時に、豊かな緑を演出し、市民の憩いの場・レクリエーションの場となりうる墓園環境の創出を目指すものである。

墓参者は、どうしても墓参する墓所の近くに車を停めたいという心理が働き、一団の専用駐車場があっても墓所近くに停めてしまうことから、幹線園路に駐車スペースを設け、墓参者の利便性を図る。また、墓参者の利便性を考慮して、墓所と駐車施設、水汲み施設との動線距離は概ね50m以内になるように土地利用を図る。

2. 施設整備方針

墓参利用にとどまらず、市民の憩いの場・レクリエーションの場として幅広い利用を促進する為、公園的要素である修景広場、利用緑地等を積極的に導入する。

- 1) グリッド状の規則的な配置形態を採用することで、墓所区画数の効率的な確保を図る。
- 2) 墓所形態は、自由墓所と規制墓所の2タイプで（規制墓所は4m²、6m²、8m²、自由墓所は4m²、6m²、8m²、12m²、16m²）区画規模は4m²、6m²、8m²、12m²、16m²の5タイプを設定する。

規格	4m ²	6m ²	8m ²	12m ²	16m ²	計
区画数	2,105	3,933	2,569	493	400	9,500
墓所形態	規制墓所 自由墓所	規制墓所 自由墓所	規制墓所 自由墓所	自由墓所	自由墓所	

- 3) 墓域を囲む形で走る外周園路(W=9.0m)と、墓域を分断する形で南北に走る連絡園路(W=9.0m)により明確なブロック分けを行い、ブロック毎の独立性を図ることで、墓参者の利便性、管理運営の効率性の向上を図る。
- 4) 導入園路は敷地南側に接する道道帯広新得線から3ヶ所接続導入させ外周園路に接続し、墓参者を墓域内へと導く。
- 5) 外周園路は導入園路と接続し、墓域外周を一周できる園路として墓参者を墓所に導く。また車道の左右両側に駐車帯(W=2.0m)を設置する。
(墓参者の駐車場として提供する。)
- 6) 連絡園路は墓域外周を一周する外園路の北側と南側を連絡させ墓参者をさらに内側墓所へと導く。また、車道の左右両側には駐車帯(W=2.0m)を設置する。
(墓参者の駐車場として提供する。)
- 7) 外周園路、連絡園路に設置する駐車帯は、園路の機能を阻害しないよう駐車台数を最大限確保する。
- 8) 管理スペース・休憩スペース・レクリエーションスペース等の付帯施設の充実を図る。
- 9) 樹木・草花を適正に配置し、公園的なムードの強い墓園を創出する。

3. 比較案の検討

検討案を作成し、墓園建設計画における土地利用等の基本的な方向性を検討する。

前提条件

- ・墓所区画数の確保。
- ・緑地を多く取り入れる。
- ・建設年次計画を考慮する。
- ・墓域の外周部は幅75～110mの緑地を確保する。
- ・駐車場は設けず、車道に付帯する形で駐車帯を設ける。
- ・駐車帯、水汲み場と墓所との距離は、概ね50m以内とする。

検討内容

A案……墓所区画数 9,500 区画

- ・墓参者の利便性・利用性を重視し、各墓所から50m以内に駐車帯及び水汲み場等が配置できるように計画し、各墓所区まで車動線を導入する。

B案……墓所区画数 9,000 区画

- ・画一的な景観を避け、配置形態に変化を持たせるが、その結果、土地利用効率は低下する。また、各墓域の独立性は高いが車の動線上には使いにくく、駐車場の確保は減少する。

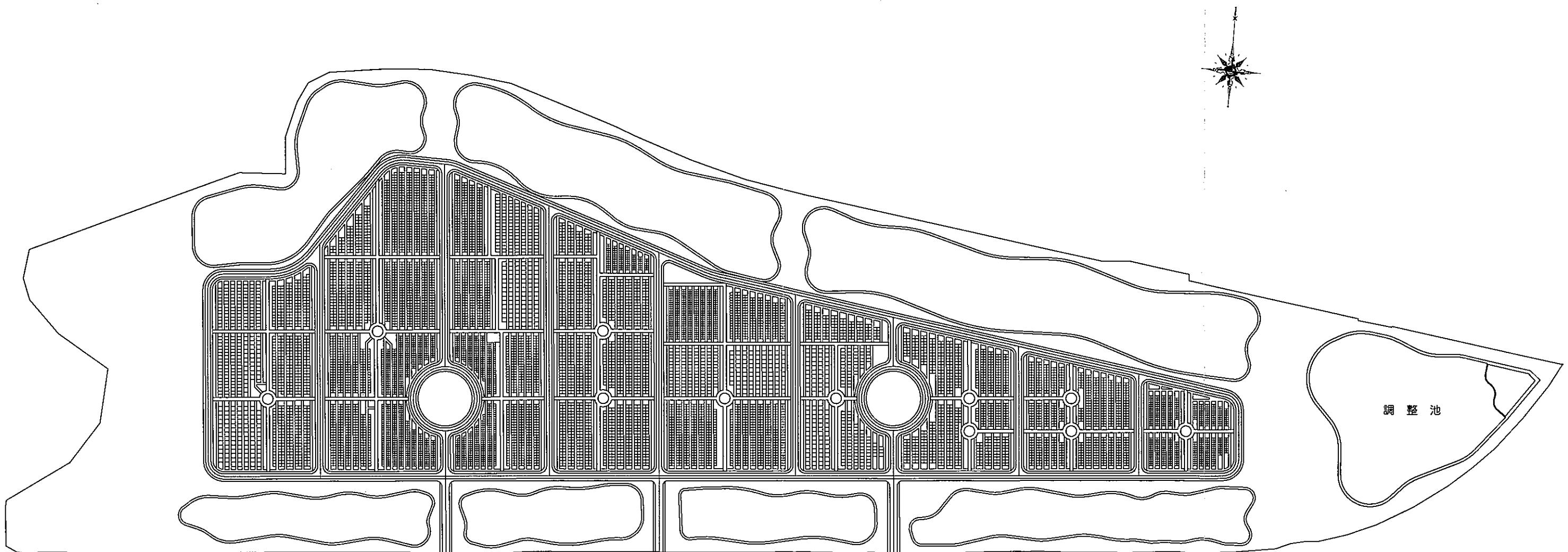
C案……墓所区画数 8,800 区画

- ・車動線を集約し、快適な歩行空間の確保に努めるが、墓参時における車の渋滞、水汲み場での混雑などが予想され、利便性の確保が難しい。

評価

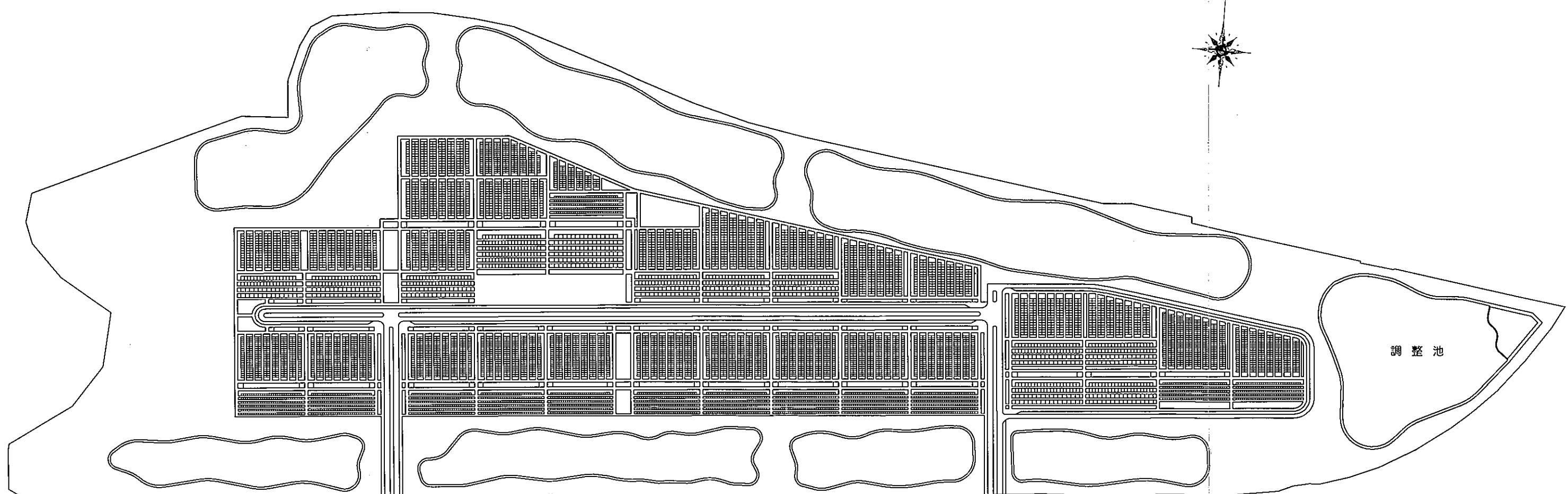
B・C案は、広がりのある緑の形成が可能であるが、土地利用的に墓所区画数の確保が難しい。A案は、緑の規模は若干小さくなるが、墓所区画数の確保など、土地利用的にバランスのとれた配置が可能である。安全な歩行空間の確保、外周緑地との一体となった緑地空間の形成という意味では、墓参者の利便性、効率的な土地利用を考える時、A案を基本案とし、計画を進めることが最も適切である。

A プラン



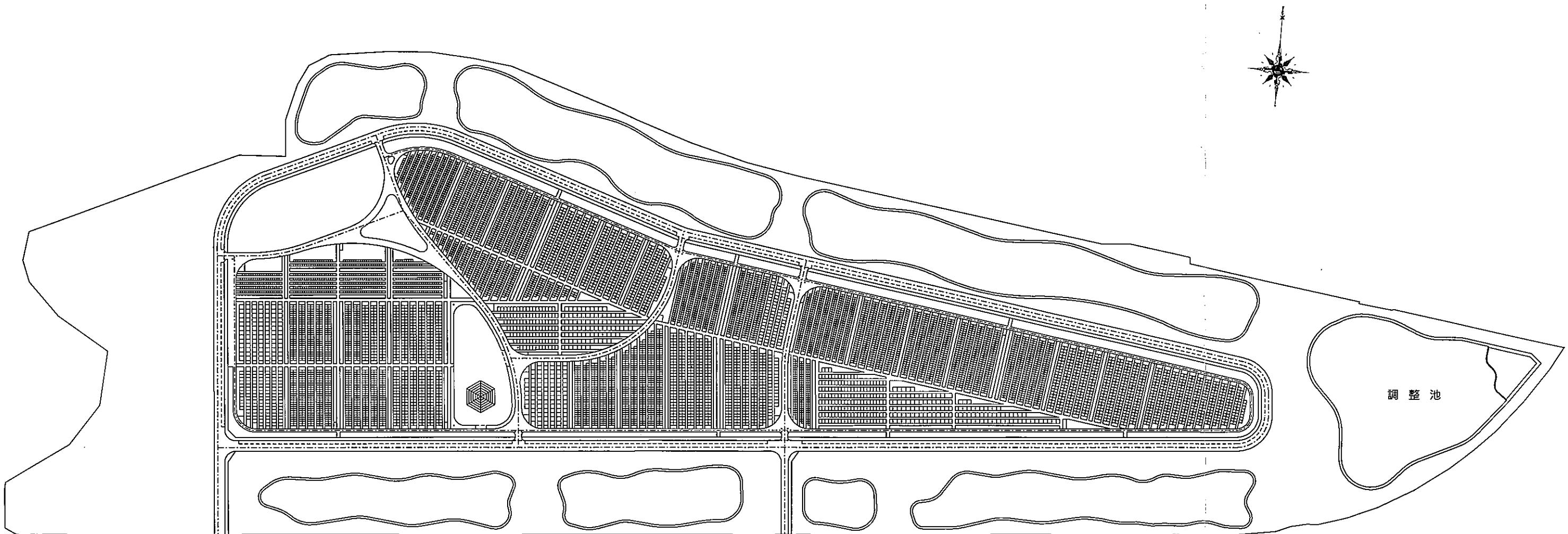
0 100 200m

B プラン



0 100 200m

C プラン



0 100 200m

XII. 全体計画

1. 土地利用計画

墓園は敷地の効率的利用、建設計画（年次計画）及び管理運営面・利用者の利便性を配慮し、図に示す様な墓園センター1ヶ所、いこいの広場2ヶ所、4つの墓域からなる4墓域3センターシステムを採用する。

各墓域は、2～3ヶ所の墓所地区で構成され、墓所地区は4～8ヶ所の墓所区で構成される。

墓所区は、墓所区画規模により異なるが、

墓所区数		平均面積
墓域1期	19ヶ所	1,900m ² /1ヶ所当たり
墓域2期	10ヶ所	2,900m ² /1ヶ所当たり
墓域3期	12ヶ所	2,400m ² /1ヶ所当たり
墓域4期	14ヶ所	2,900m ² /1ヶ所当たり

となっており、敷地状況により制約を受ける墓域1期を除き、ほぼ統一された規模を持つ。

墓園センター（管理事務所）は、計画地南側の導入園路横、いこいの広場は、墓域の中心部に配置するが、墓園入口部として墓園をイメージづける重要な機能を果たすことから、モニュメント的な施設整備・景観の形成が必要である。

墓域外周部には、幅75～110mの緑地帯を配置する。この緑地帯は、洪水抑制対策として設置する調整池を兼用し、市民のレクリエーションの場として、また墓参時の休憩スペースとして多目的利用を図ると共に墓園周囲に位置する西狩川・道道帯広新得線との緩衝・遮蔽を目的とする。

	区分	用途	名 称	規 格	全体(平成12~54年度)		
					数 量	面 積	構成比率
墓園	墓所区	墓 所	墓	4m ²	2,105	8,420.00	1.9
				6m ²	3,933	23,598.00	5.4
				8m ²	2,569	20,808.90	4.8
				12m ²	493	5,916.00	1.4
				16m ²	400	6,400.00	1.5
			計		9,500	65,142.90	15.0
		墓 参 通 路	W=2.0m.	20,134.4 m		40,268.89	9.3
		墓所区センター	12m ² /1ヶ		20	240.00	0.1
		緑 地	W=3.0m			30,627.45	7.0
		計				136,279.24	31.3
		園 路	外 周 園 路	W=9.0m 駐車場(1,055台)	2,250.1 m	20,251.01	4.7
			連 絡 園 路	W=9.0m 駐車場(790台)	1,691.4 m	15,222.85	3.5
			管 理 用 園 路	W=3.0m	3,359.7 m	10,079.23	2.3
			導 入 園 路	W=11.0m	201.0 m	2,215.22	0.5
			計			47,768.31	11.0
		ス サ い の 広 場	墓所地区センター		10	758.86	0.2
			い こ い の 広 場		2	4,085.64	0.9
			計			4,844.50	1.1
		管 理 施 設	墓園センタ一		1	599.30	0.1
			管 理 ス ペ ジ ス	トイレ	3	675.25	0.2
			計			1,274.55	0.3
		合 計				190,166.60	43.7
	外周緑地	広 場	休 憩 所		9	697.31	0.2
			計			697.31	0.2
		園 路	散 策 園 路	W=2.5m	4,489.1 m	11,222.71	2.6
			計			11,222.71	2.6
		緑 地	緑 地			212,814.18	48.9
			調 整 池			20,000.00	4.6
			計			232,814.18	53.5
		合 計				244,734.20	56.3
		総 計				434,900.80	100.0

本墓園の全体面積に対する墓所面積の比率、墓所率は15.0%また、緑地率は63.3%となっている。

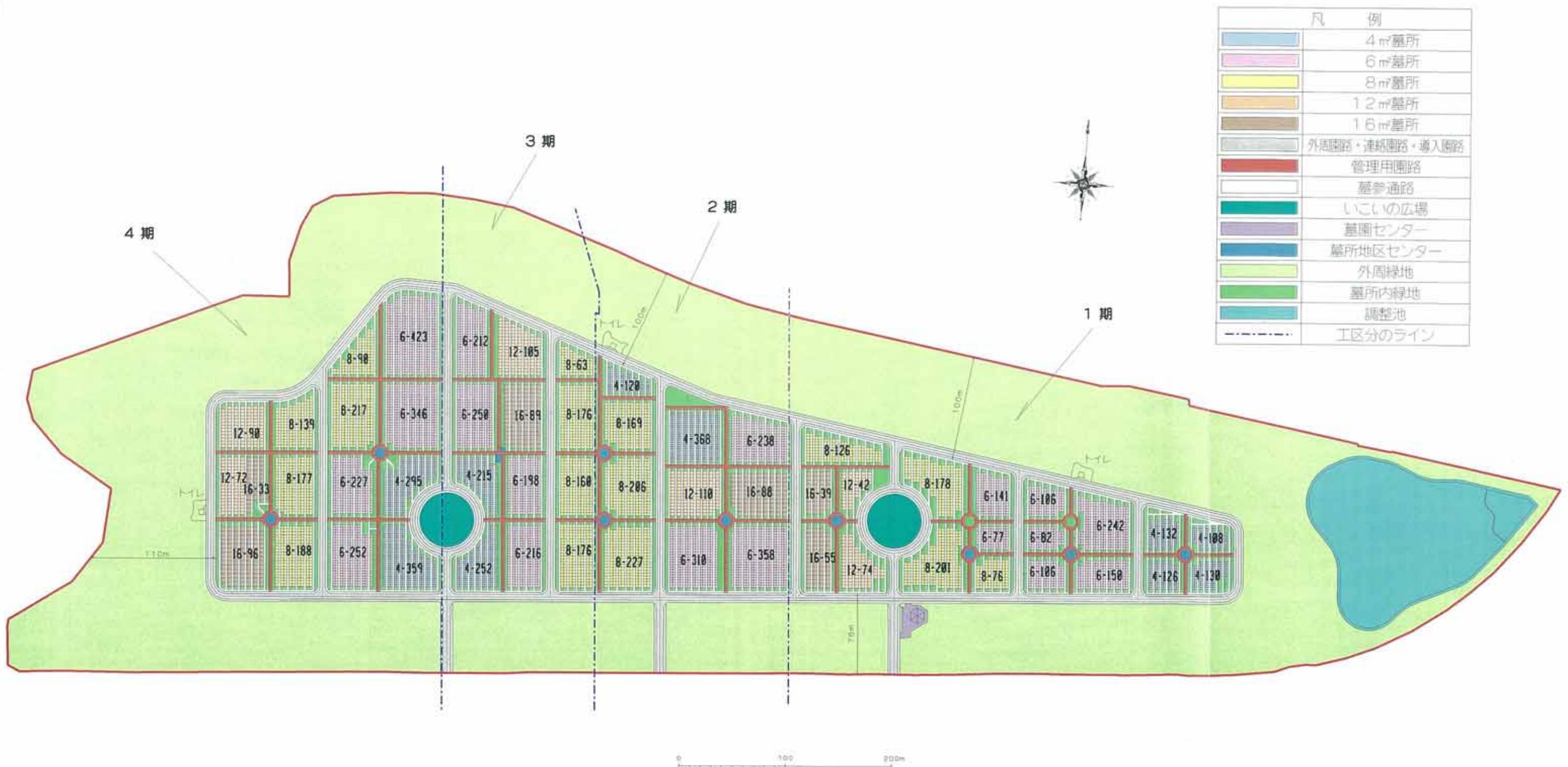
墓所率 15.0% < 33.3% (基準値)

緑地率 63.3% > 60.0% (基準値)

墓所区土地利用

工区	墓所区 NO	墓所区 m ²	墓 所						墓所 m ²	墓参通路 m ²	墓所区 センター m ²	緑地 m ²	工区	墓所区 NO	墓所区 m ²	墓 所						墓所 m ²	墓参通路 m ²	墓所区 センター m ²	緑地 m ²				
			4m ²	6m ²	8m ²	12m ²	16m ²	計								4m ²	6m ²	8m ²	12m ²	16m ²	計								
1	1	1353.27	108					108	432.00	514.68		406.59	3	30	1221.89			63					63	510.30	365.14		346.45		
	2	1522.88	130					130	520.00	542.79	12.00	448.09	31	2635.67			176					176	1425.60	660.00		550.07			
	3	1553.64	132					132	528.00	566.54		459.10	32	2391.36			180					160	1296.00	600.00		495.36			
	4	1326.38	126					126	504.00	466.82		355.56	33	2650.31			176					176	1425.60	718.74		505.97			
	5	3021.98		242				242	1452.00	925.18		644.80	34	2655.77					105					105	1260.00	805.94	12.00	577.83	
	6	2006.58		150				150	900.00	640.02	12.00	454.56	35	2789.00						89					89	1424.00	792.00		573.00
	7	1529.94		106				106	636.00	485.37	12.00	396.57	36	2310.00			198					198	1188.00	600.00	12.00	510.00			
	8	1133.79		82				82	492.00	315.39		326.40	37	2554.88			216					216	1296.00	715.72	12.00	531.16			
	9	1505.38		106				106	636.00	476.82		392.56	38	2618.87			211					211	1266.00	784.91		567.96			
	10	1892.82		141				141	846.00	531.91		514.91	39	2838.00			250					250	1500.00	792.00	12.00	534.00			
	11	1050.69		77				77	462.00	277.00		311.69	40	2045.73	215								215	860.00	666.75		518.98		
	12	1397.96		76				76	615.60	403.20		379.16	41	2381.86	252								252	1008.00	817.47		556.39		
	13	3184.36		178				178	1441.80	946.04	12.00	784.52	計	29093.34	467	875	575	105	89	2111	14459.50	8318.67	48.00	6267.17					
	14	3473.53		201				201	1628.10	1012.62	12.00	820.81	4	42	4671.48		423					423	2538.00	1400.32	12.00	721.16			
	15	2402.36		126				126	1020.60	698.51		683.25	43	3733.34		346					346	2076.00	1047.49		609.85				
	16	1537.07		42				42	504.00	412.56		620.51	44	2746.76	295						295	1180.00	891.31		675.45				
	17	2419.68		74				74	888.00	819.45		712.23	45	3163.24	359						359	1436.00	1098.98	12.00	616.26				
	18	1507.34						39	39	624.00	471.49		411.85	46	1849.65			90					90	729.00	575.80	12.00	532.85		
	19	2093.95						55	55	880.00	694.19		519.76	47	3139.34			217					217	1757.70	783.49		598.15		
	計	35913.60	496	904	581	116	94	2191	15010.10	11200.58	60.00	9642.92	48	2757.05		227					227	1362.00	715.73	12.00	667.32				
2	20	2857.36		238				238	1428.00	841.35		588.01	49	3070.26		252					252	1512.00	874.59		683.67				
	21	2851.34						88	88	1408.00	864.00	12.00	567.34	50	2261.21			139					139	1125.90	594.96		540.35		
	22	3955.96		358				358	2148.00	1145.45	12.00	650.51	51	2551.34			177					177	1433.70	599.74		517.90			
	23	3630.91	368					368	1472.00	1213.02		945.89	52	2825.48			188					188	1522.80	724.47	12.00	566.21			
	24	2659.34				110		110	1320.00	855.49	12.00	471.85	53	2351.31				90					90	1080.00	818.07		453.24		
	25	3689.98		310				310	1860.00	1008.73	12.00	809.25	54	2971.34				72		33	105	1392.00	946.57		632.77				
	26	1379.58	120					120	480.00	499.55	12.00	388.03	55	3272.68					96		96	1536.00	1113.59	12.00	611.09				
	27	2451.91			169			169	1368.90	579.60		503.41	計	41364.48	654	1248	811	162	129	3004	20681.10	12185.11	72.00	8426.27					
	28	2945.51			206			206	1668.60	698.42		578.49																	
	29	3328.85			227			227	1838.70	858.92		631.23																	
	計	29750.74	488	906	602	110	88	2194	14992.20	8564.53	60.00	6134.01	合計	55	136122.16	2105	3933	2569	493	400	9500	65142.90	40268.89	240.00	30470.37				

計画図

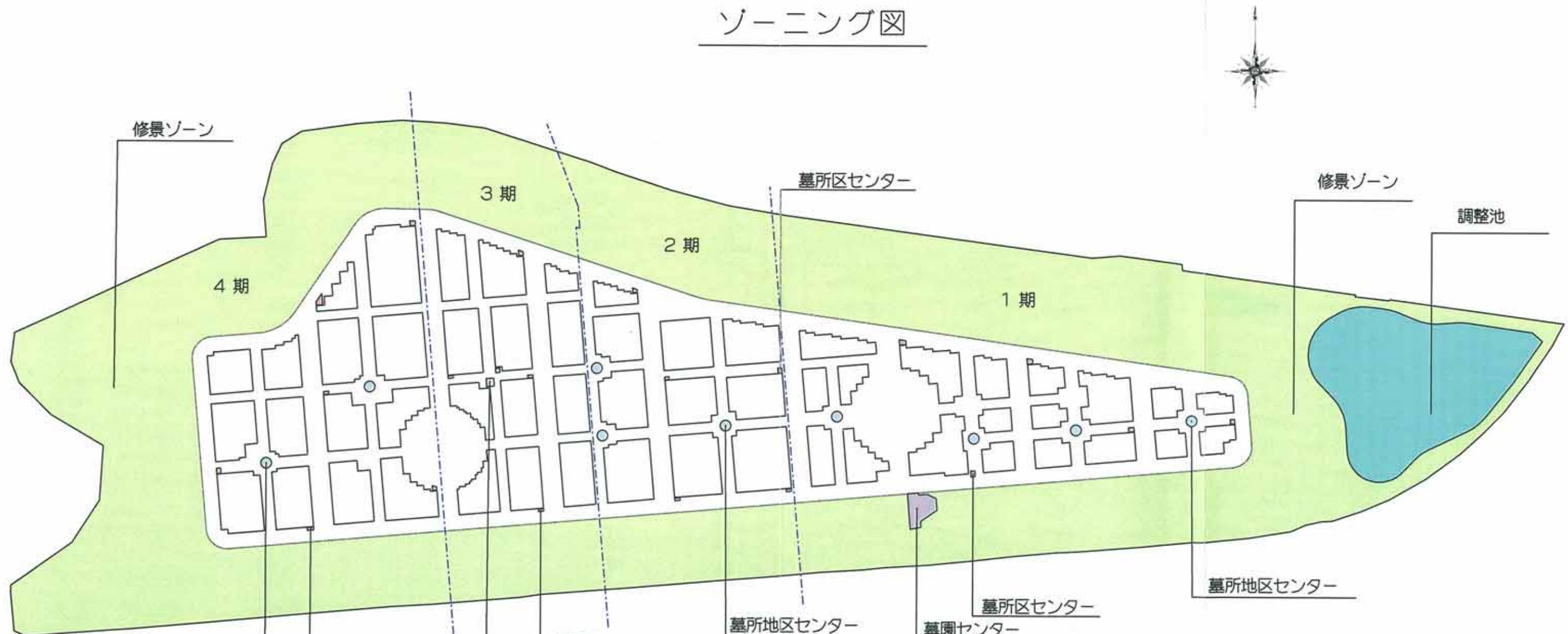


墓園全体イメージ図

□全体計画



ゾーニング図



墓所区センター

墓所地区センター

墓所地区センター

0 100 200m

墓所区センター	墓所区内において、墓参時の利便施設として機能する小広場であり、水汲み場・案内板等を配置する。
墓所地区センター	墓所地区に1箇所程度配置し、水汲み場などの利便施設の他、案内・休憩機能を備える。
墓園センター	墓園のインフォメーション機能とトイレを付帯し、墓参者への案内・説明等、様々なサービスの提供を行う墓園の管理運営の拠点施設である。
修景ゾーン	墓域外周の緑地帯は、墓園と周辺との緩衝・遮蔽を目的とし、市民のレクリエーションの場、墓参時の休憩スペースとして用いる。

2. 動線計画

墓園への主動線は、敷地南側は東西に走る道道帯広新得線から3ヶ所の導入園路で墓園へと導き、墓域を巡るループ状の外周園路・連絡園路を経て、それぞれの墓域へと至る。

墓所地区へは、外周園路に連絡する管理用園路（3m）により導き、各墓所区の墓参通路へと継ぐ。

一般車両の通行は、外周園路と連絡園路までで、ここに車道に付帯する形で、駐車帯（W=2.0 m×2ヶ）を設ける。駐車帯は各墓所までの最大距離が50mを越えることのない様配置されている。

管理用園路・墓参通路は、管理車両以外の進入を禁止し、安全な歩行空間の確保を図る。

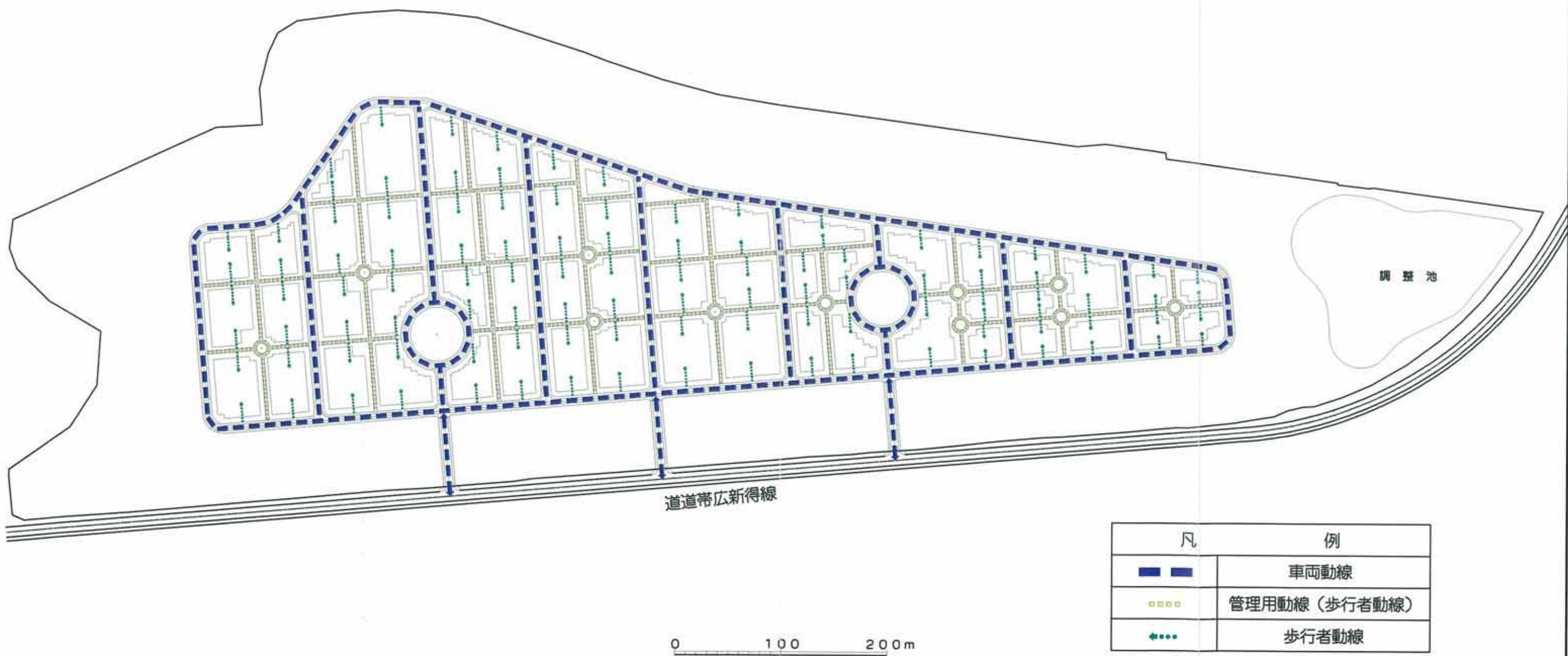
3. 配置計画

施設の配置計画は、効率的な土地利用を図る上で、南北・東西を軸としたグリッド状に行う。

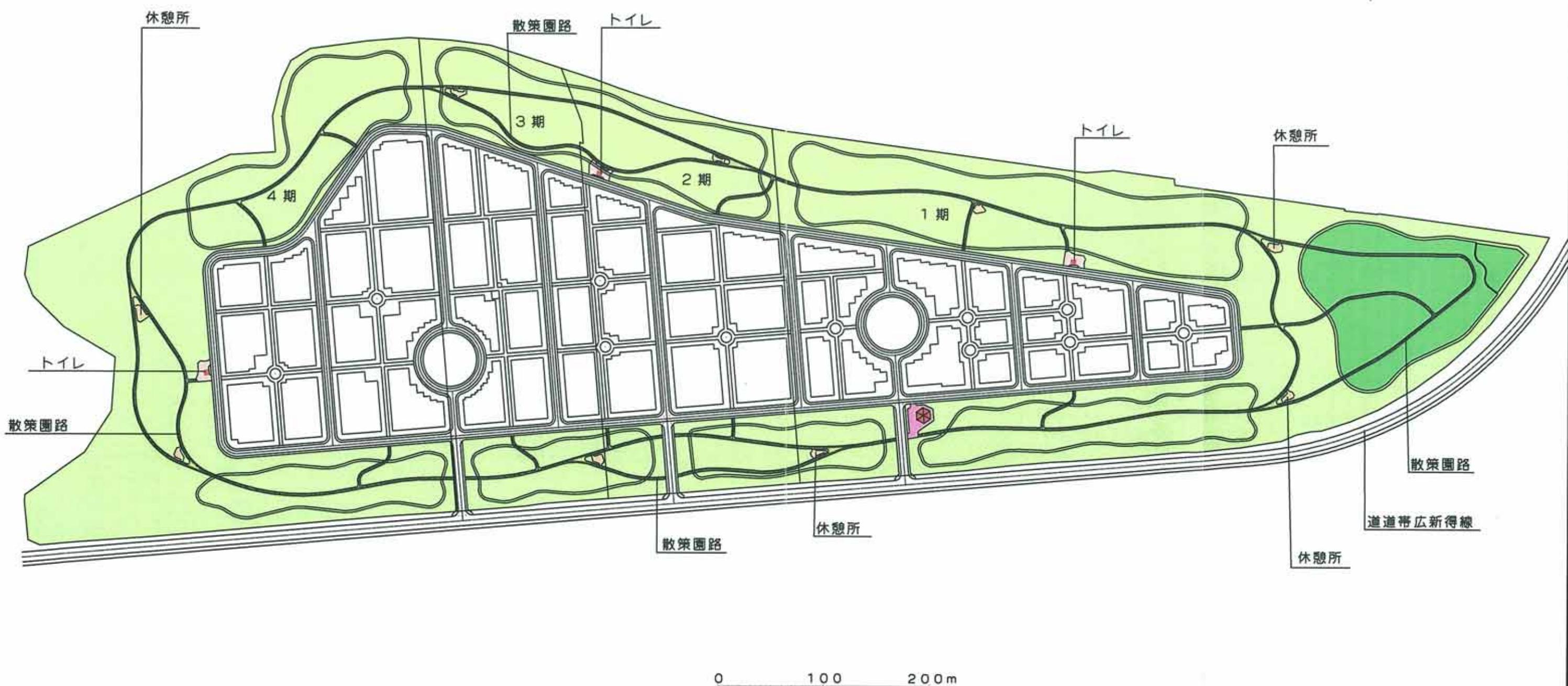
墓所区の配置は、グリッド状に設置される歩行幹線となる管理用園路に対し、房状に配置するクラスター方式で、歩行空間と墓所域との境には幅3.0m以上の緑地を設ける。

墓所地区センターは、管理用園路の交差部に各墓所区利用者に公平に利用ができる様10ヶ所配置し、墓所センター（水汲み場）は、管理用園路の起終点部に駐車帯と同様に最大歩行距離が50mを越えることのない20ヶ所設置する。

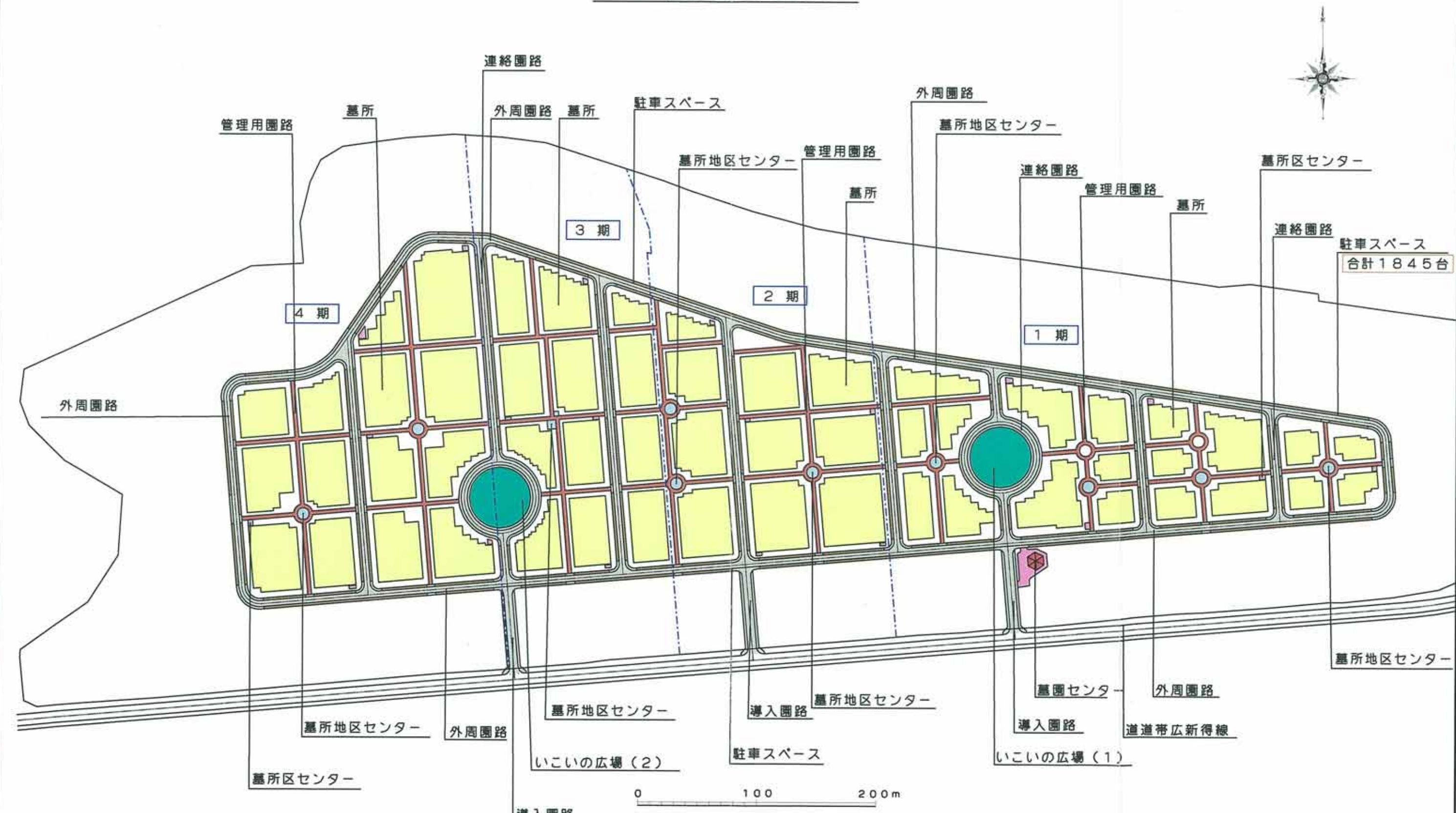
いこいの広場は、1期と2期、3期と4期それぞれの墓域間に2ヶ所設置する。

動線計画図

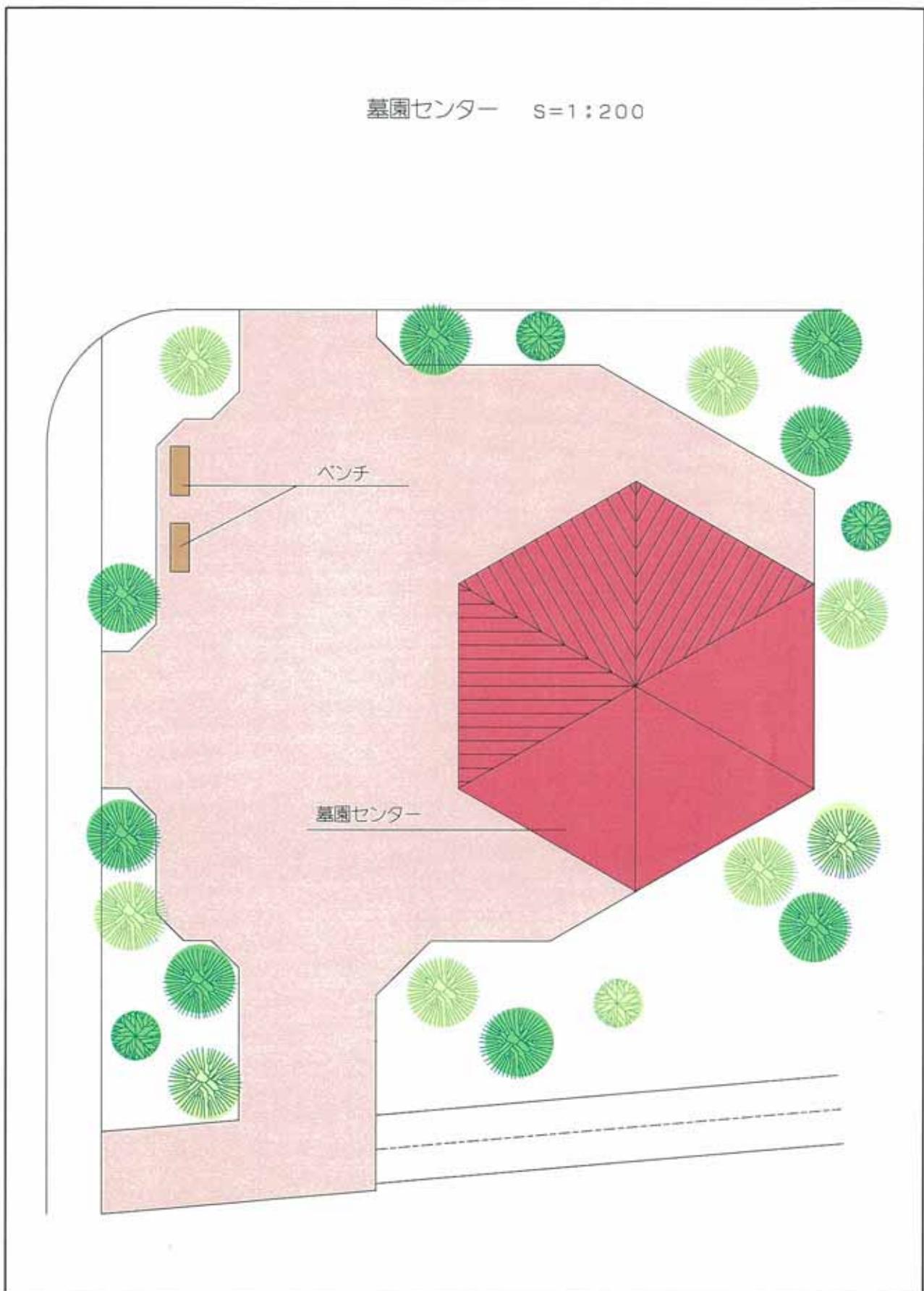
外周緑地配置計画図



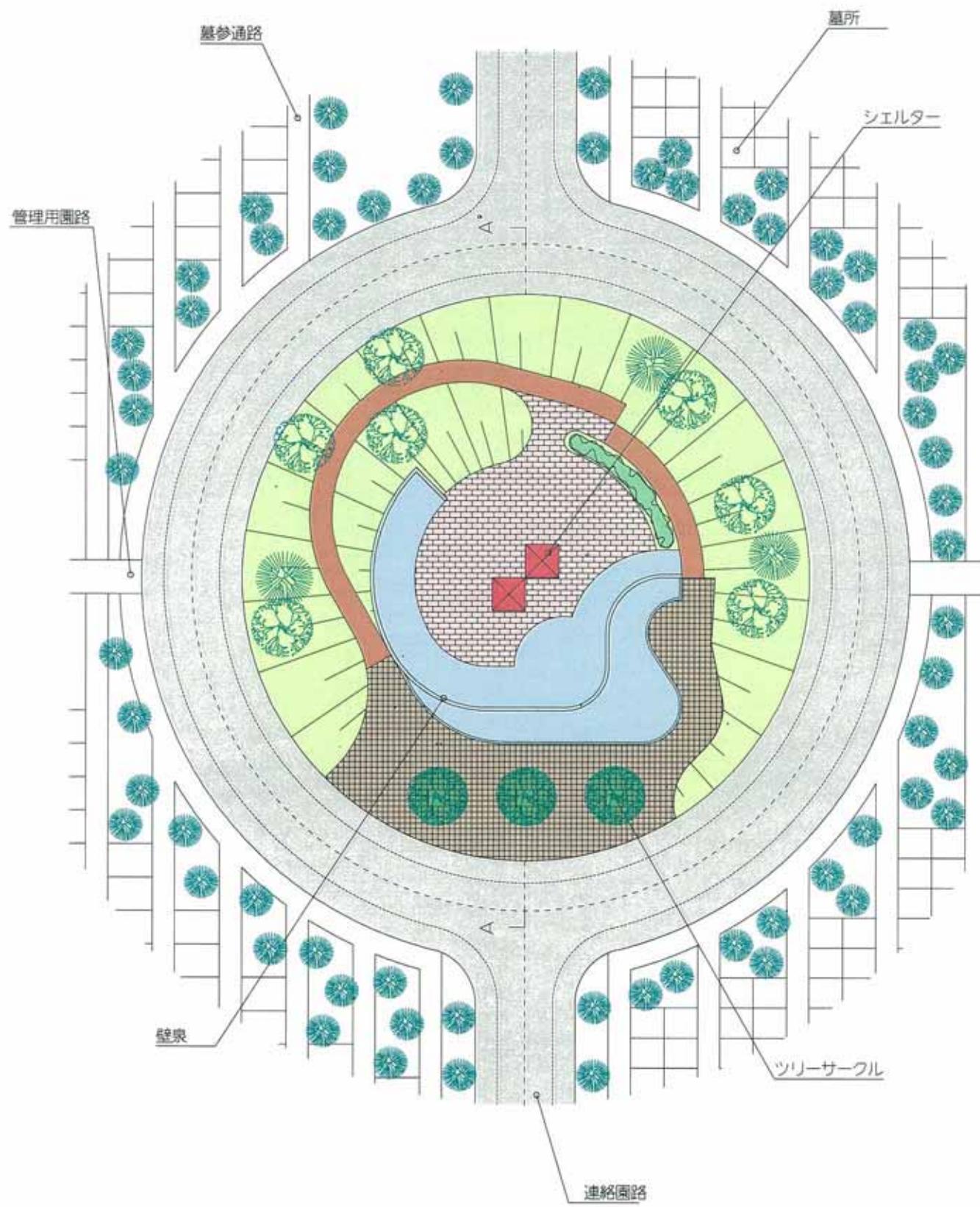
墓域配置計画図



4. 施設計画

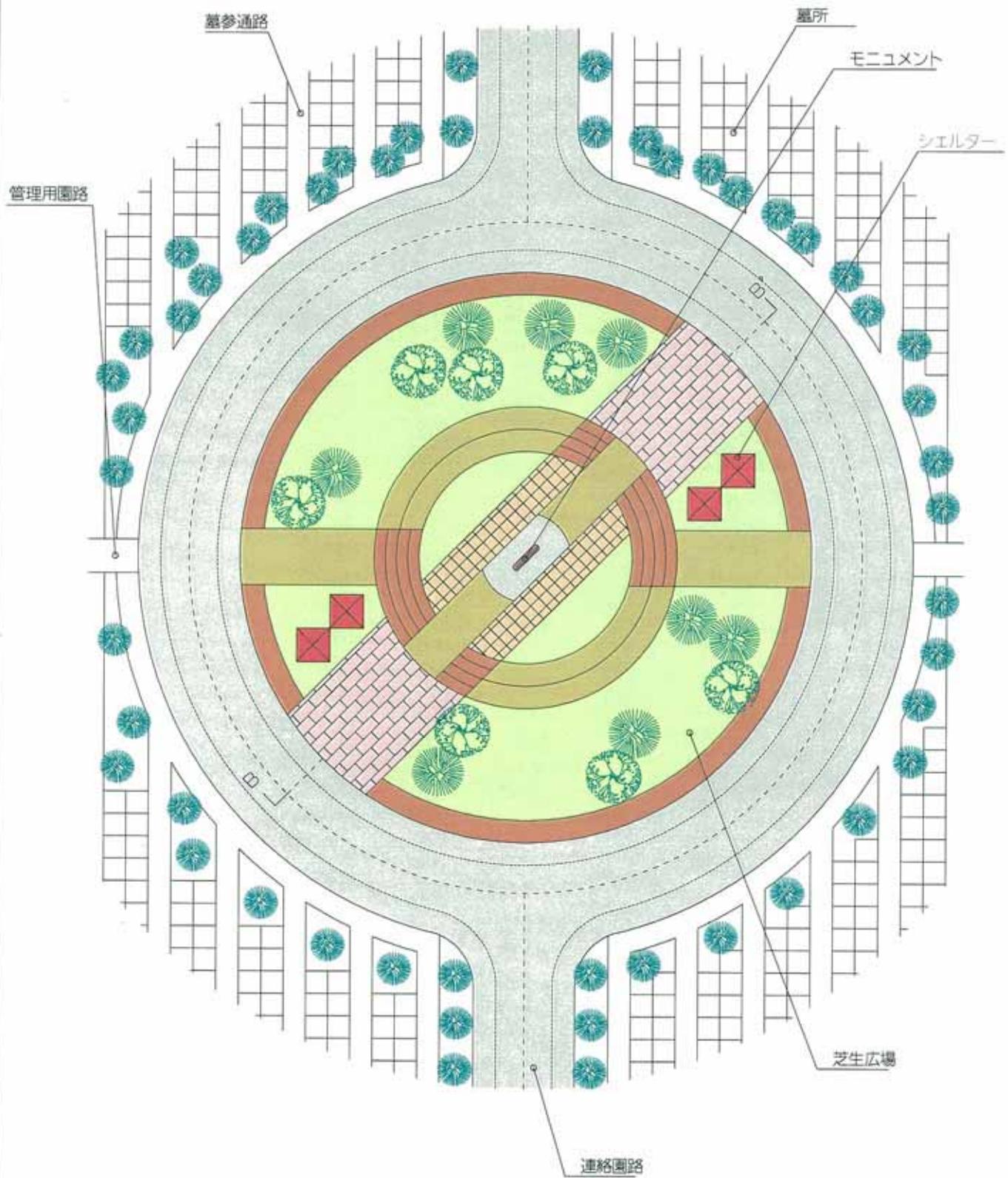


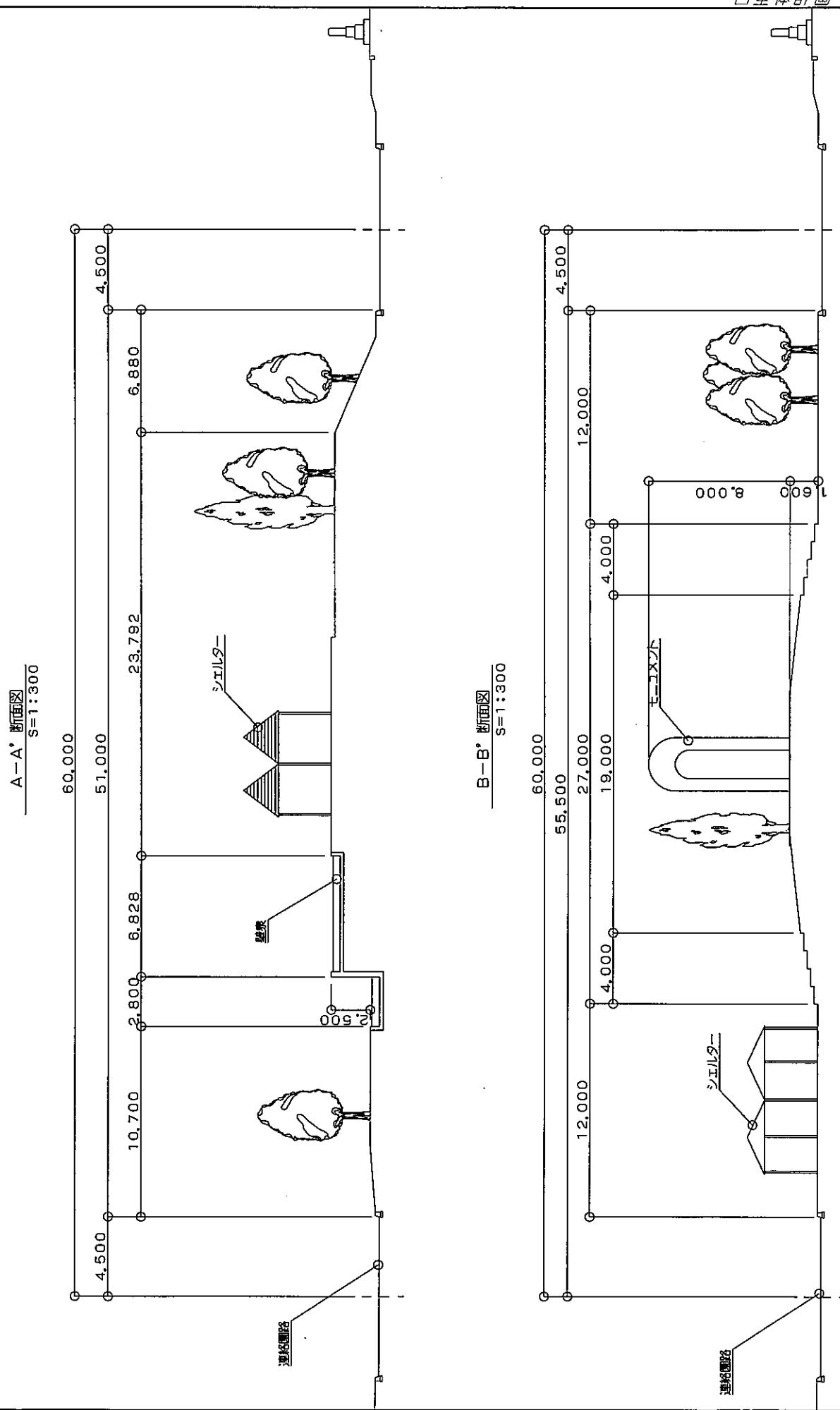
いこいの広場（1）

 $S=1:500$ 

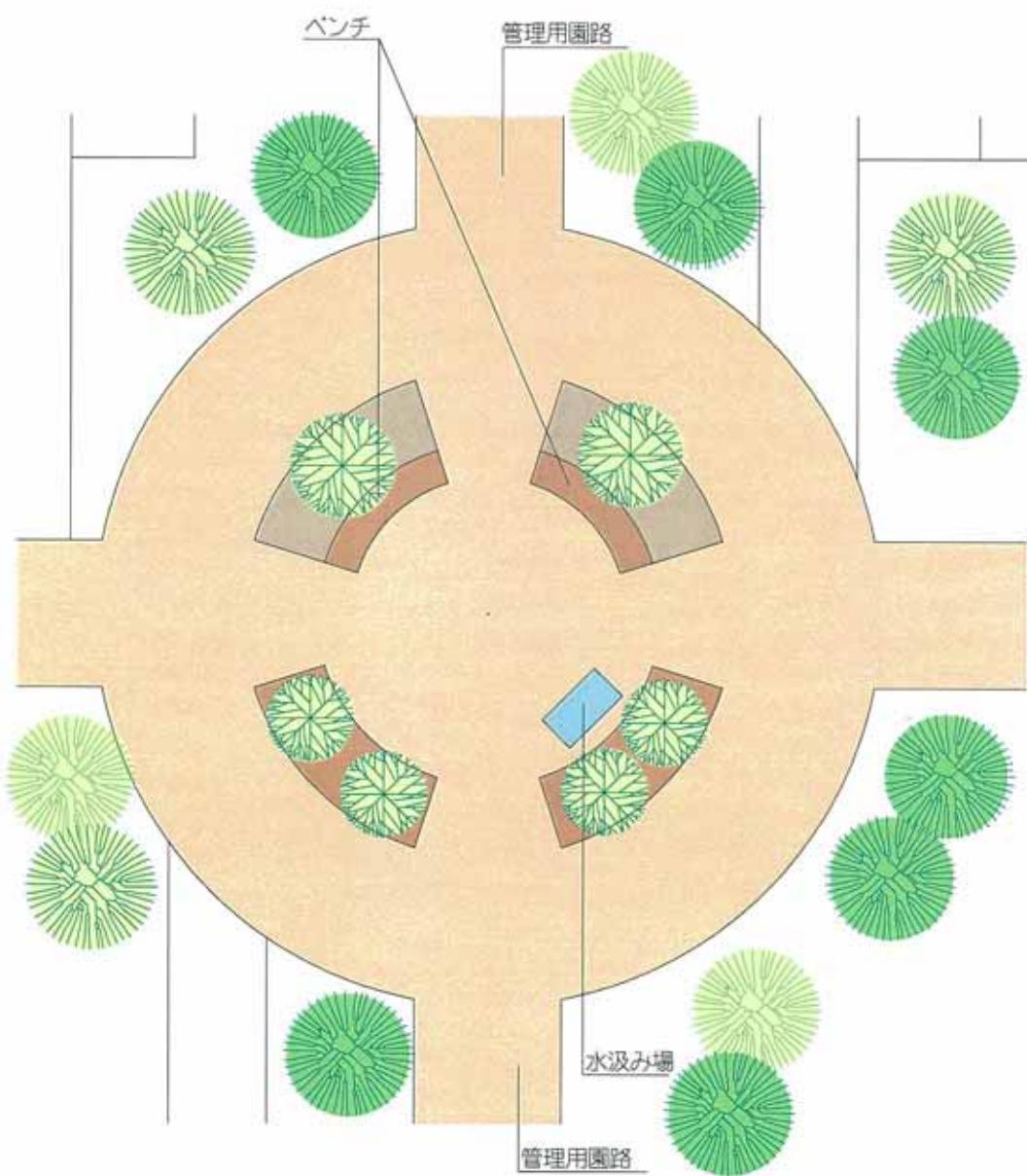
いこいの広場（2）

S=1:500

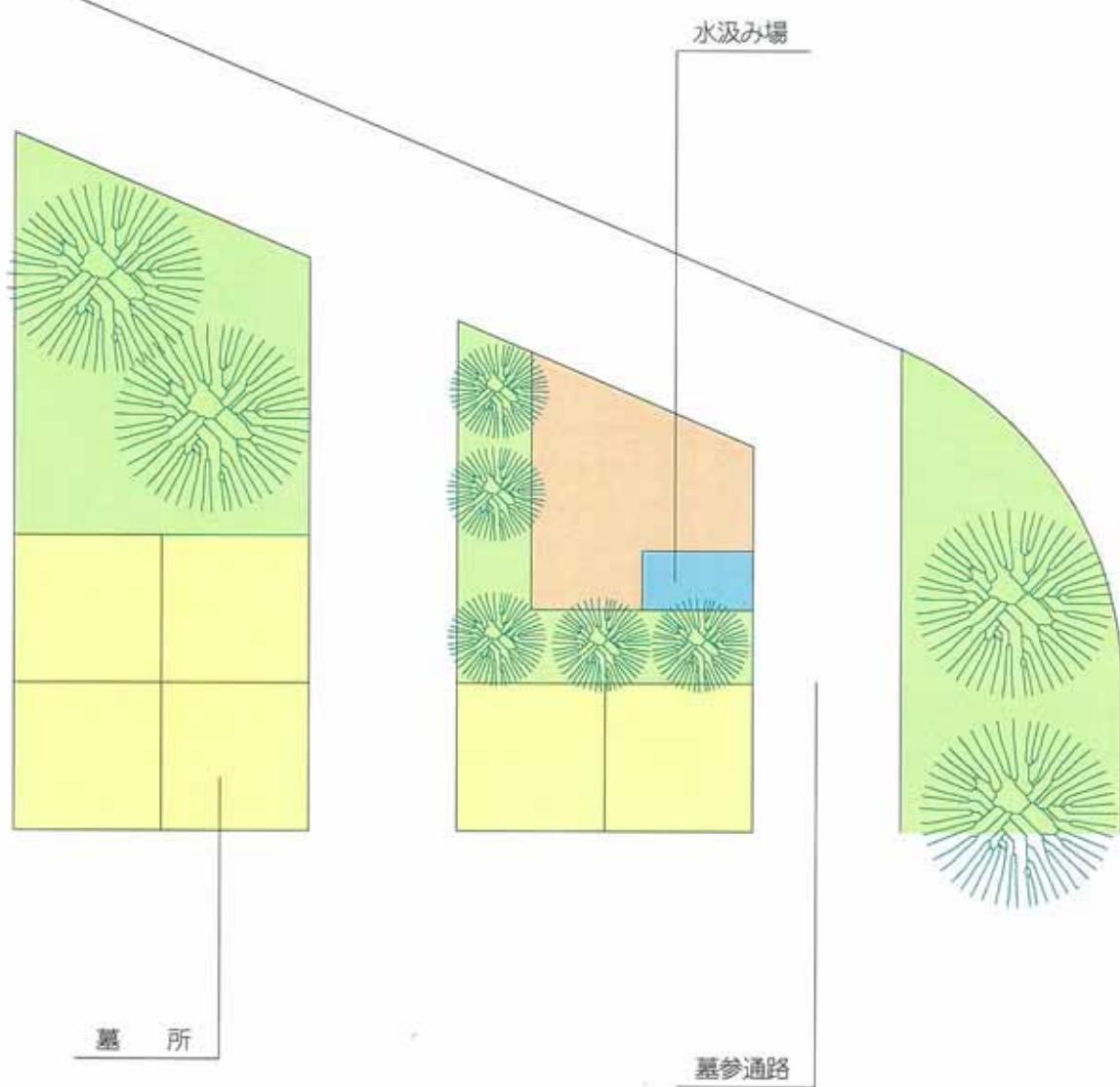




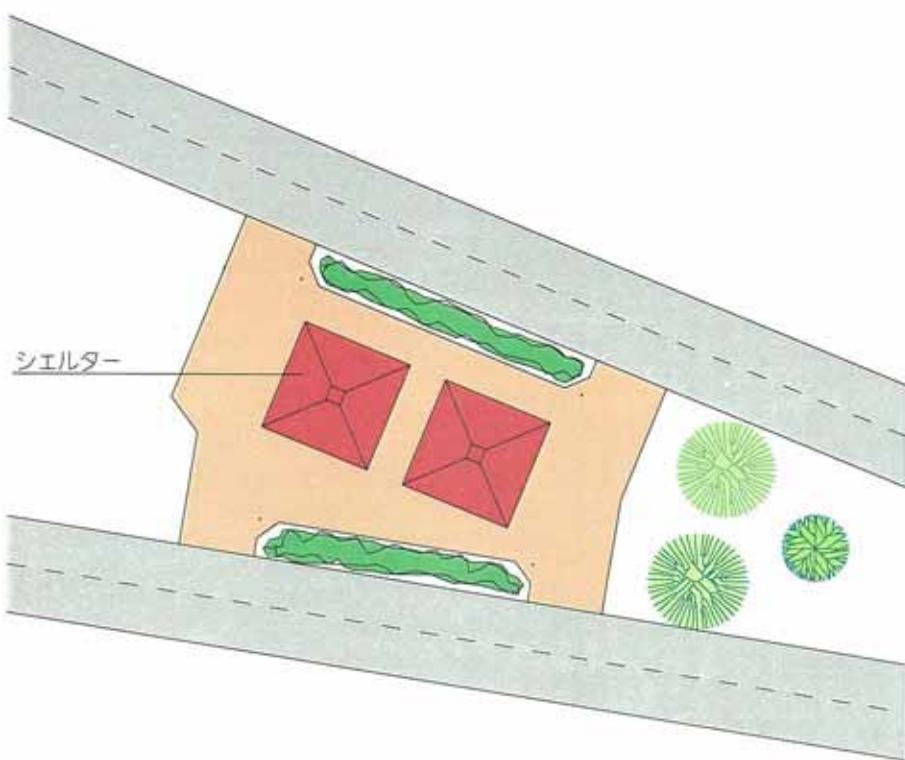
墓所地区センター S=1:150



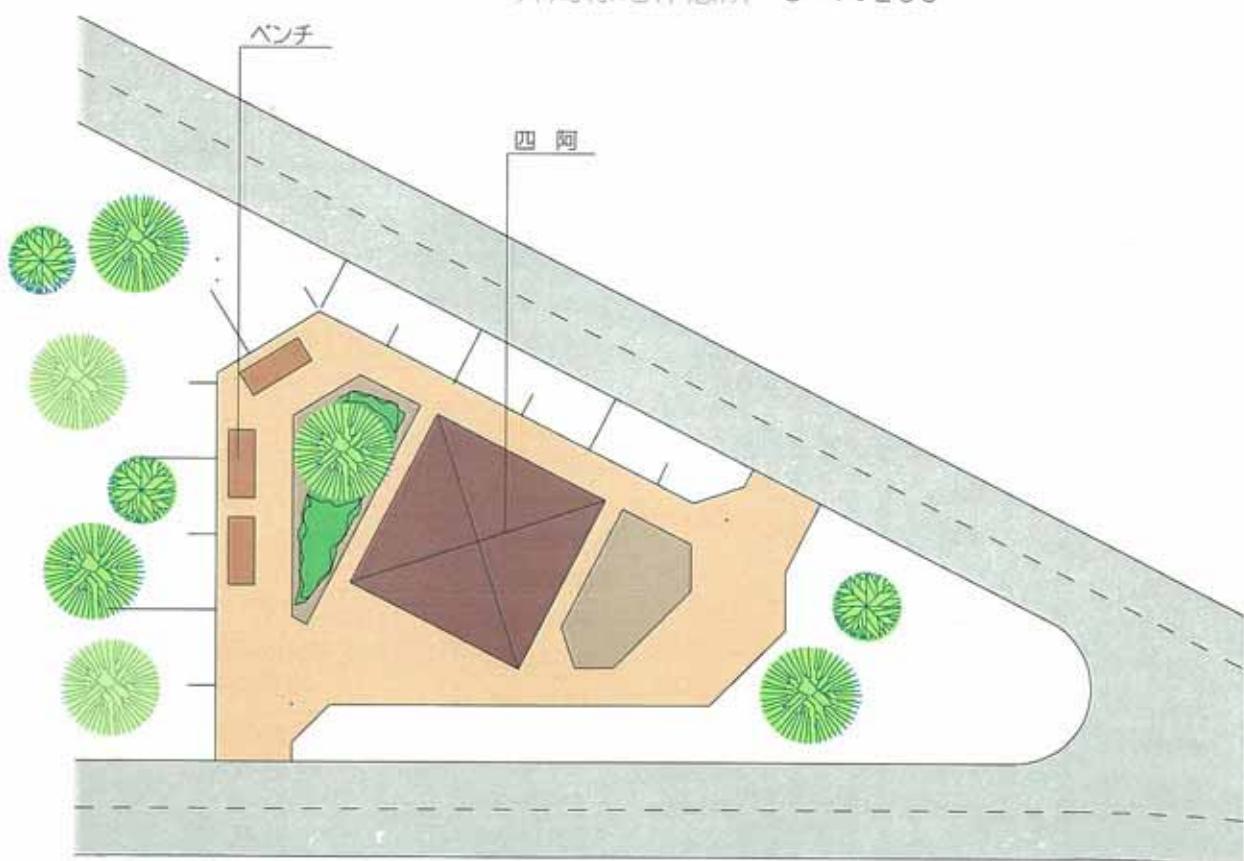
墓所区センター S=1:100



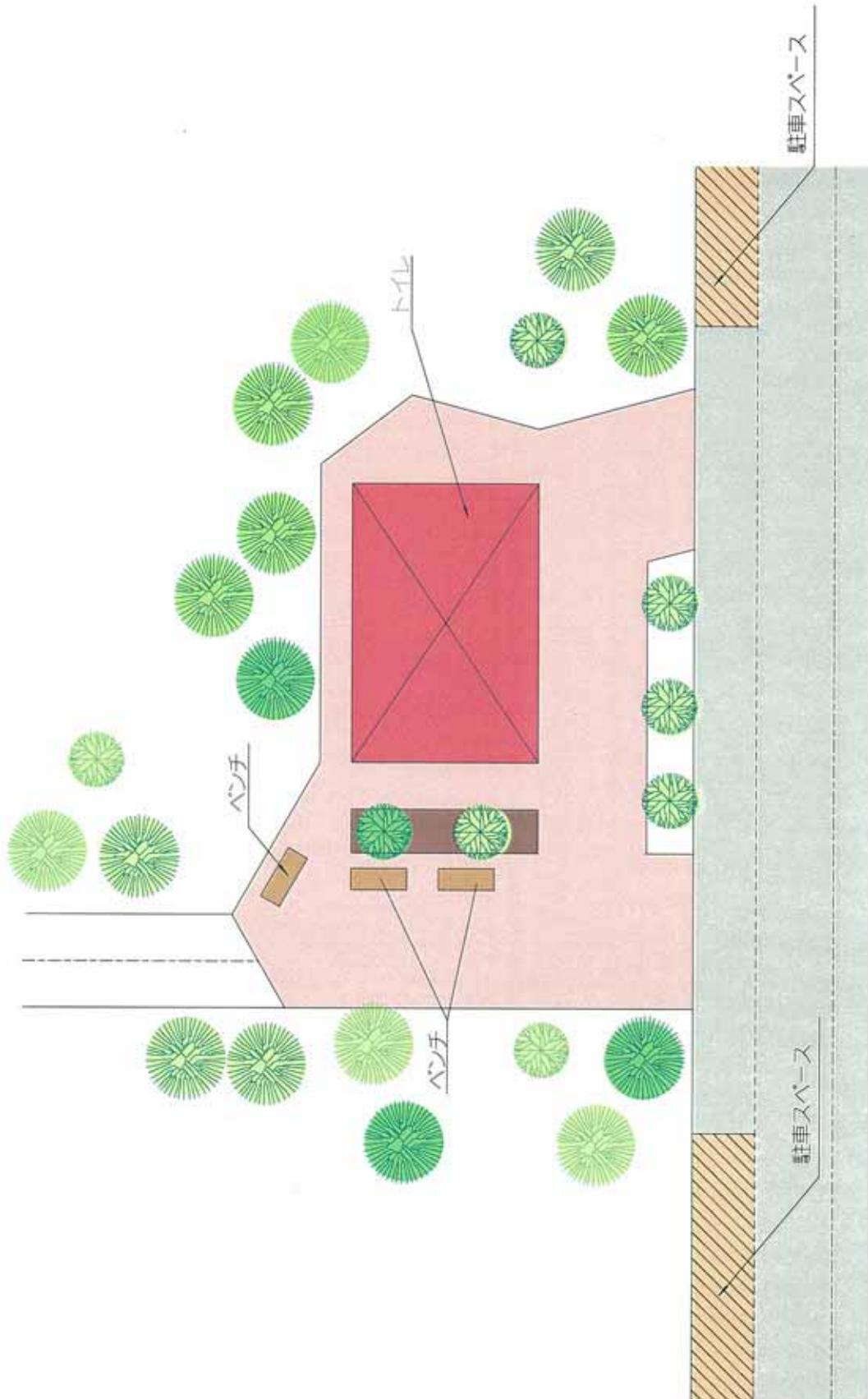
外周緑地休憩所 S=1:200



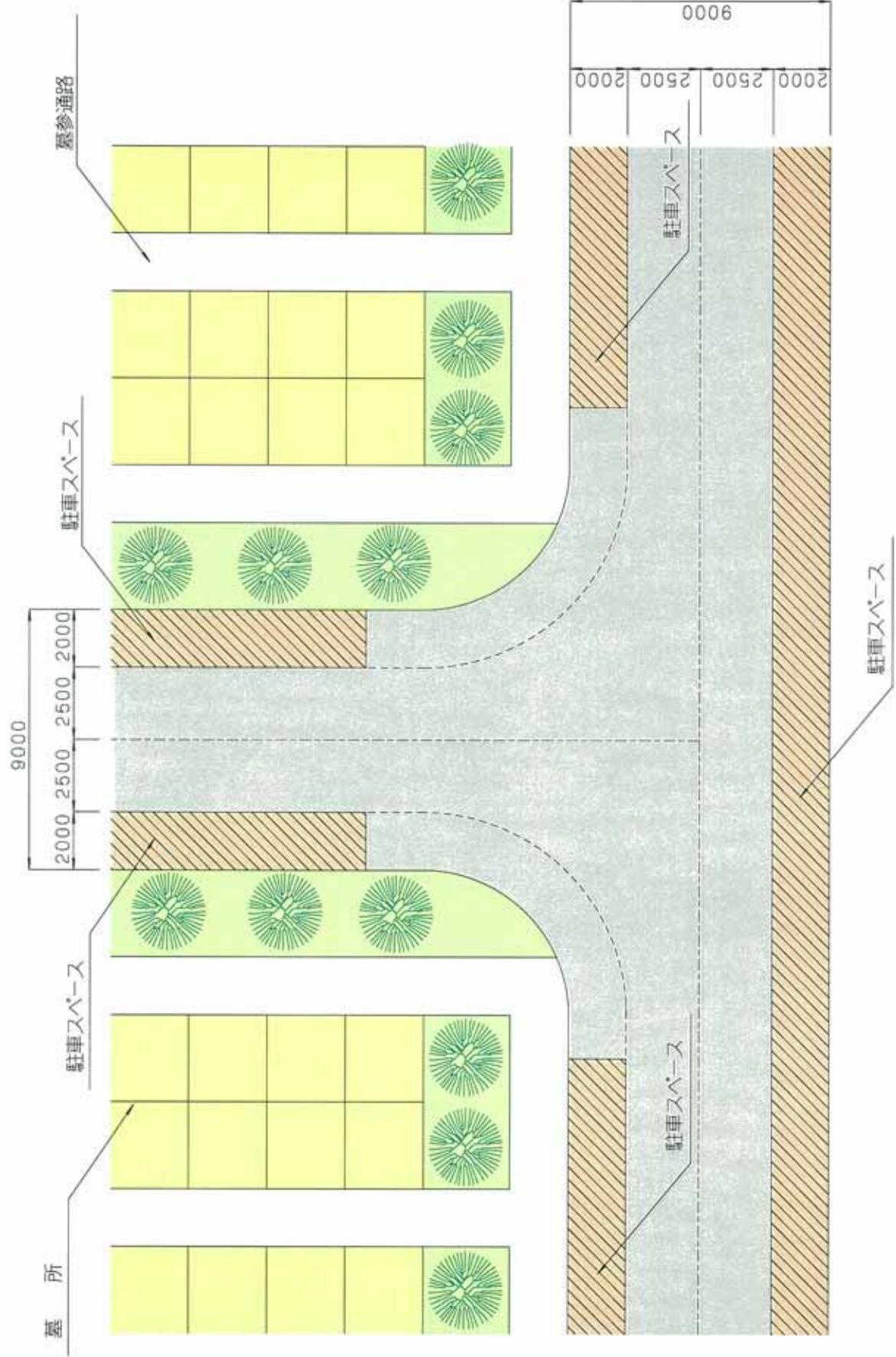
外周緑地休憩所 S=1:200



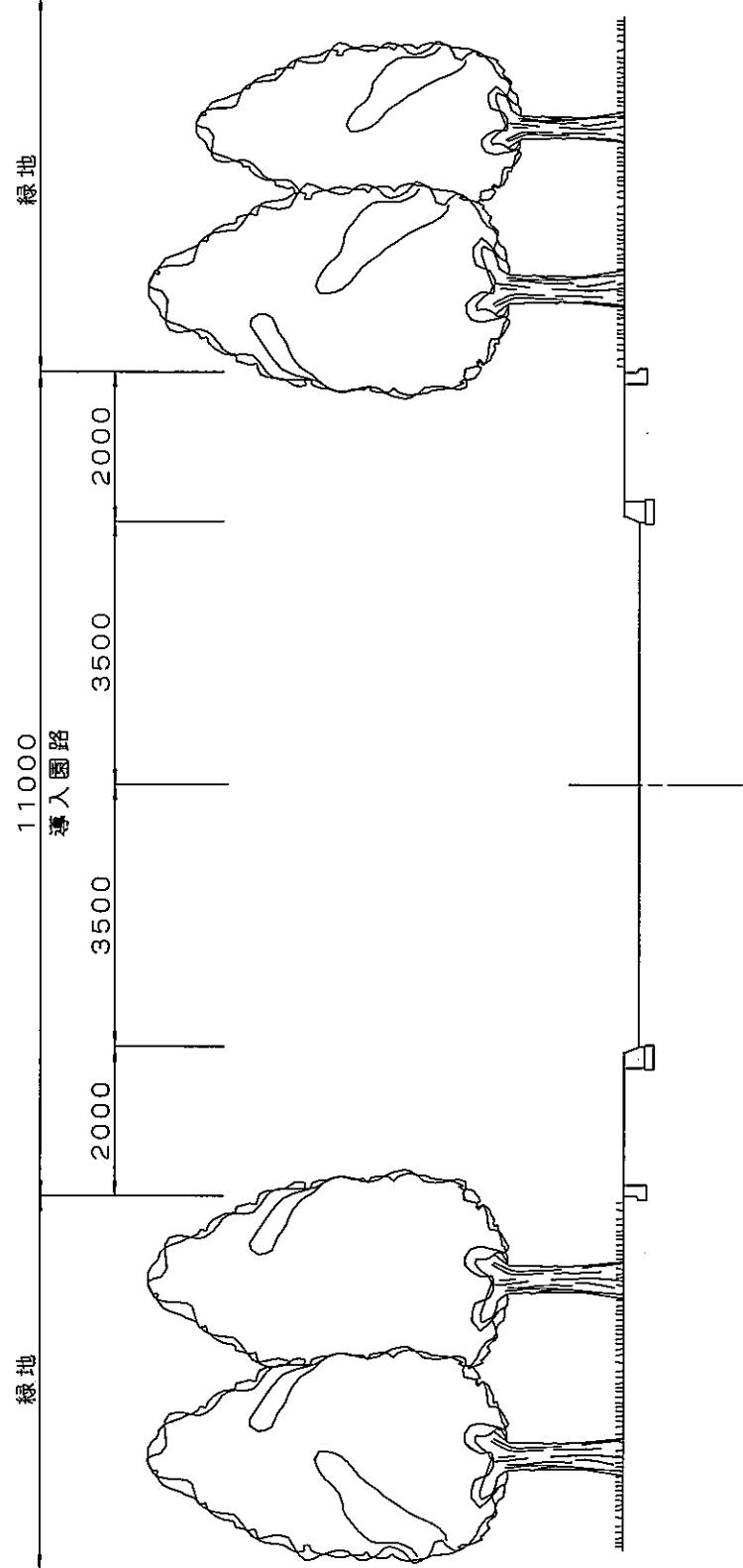
外周緑地トライし配置図 S=1:200



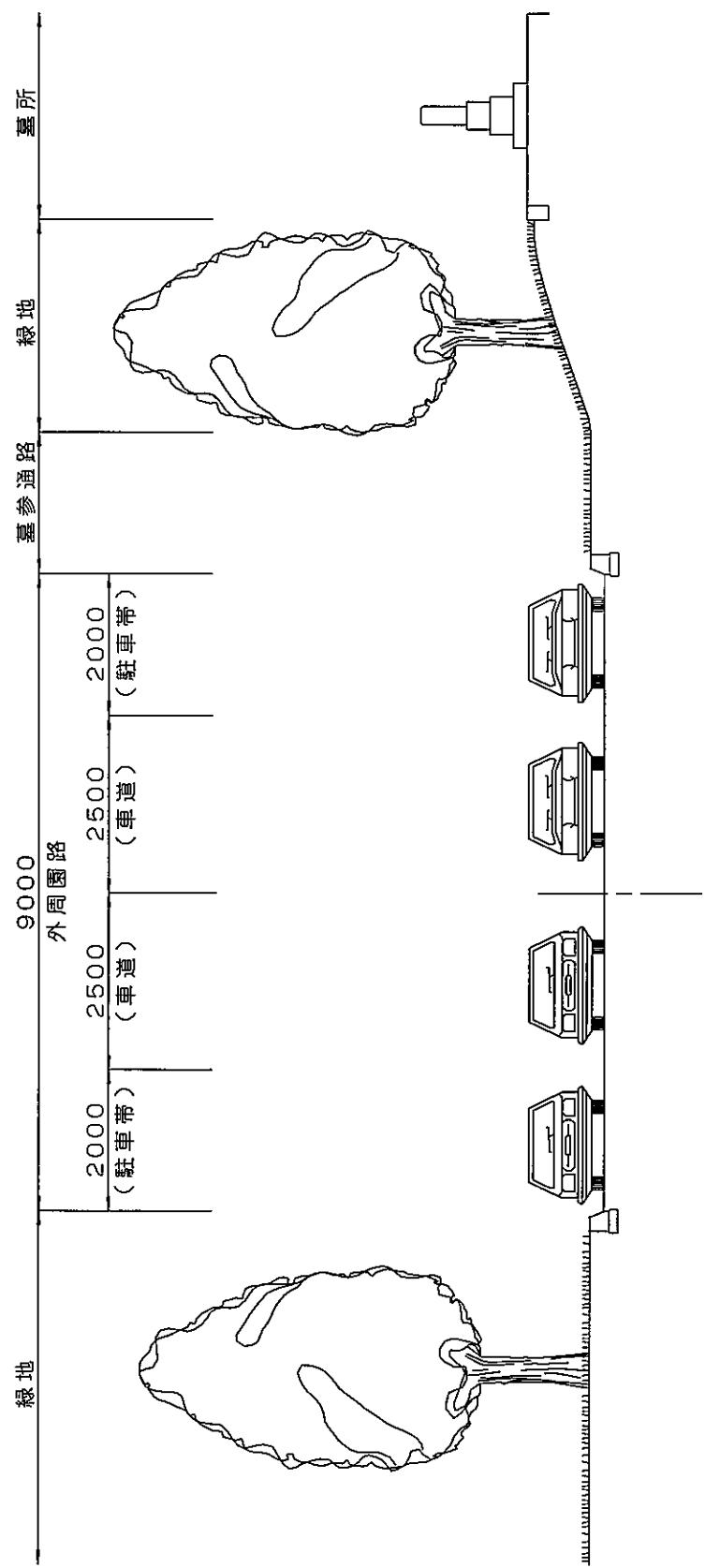
駐車スペース詳細図

 $S = 1 : 200$ 

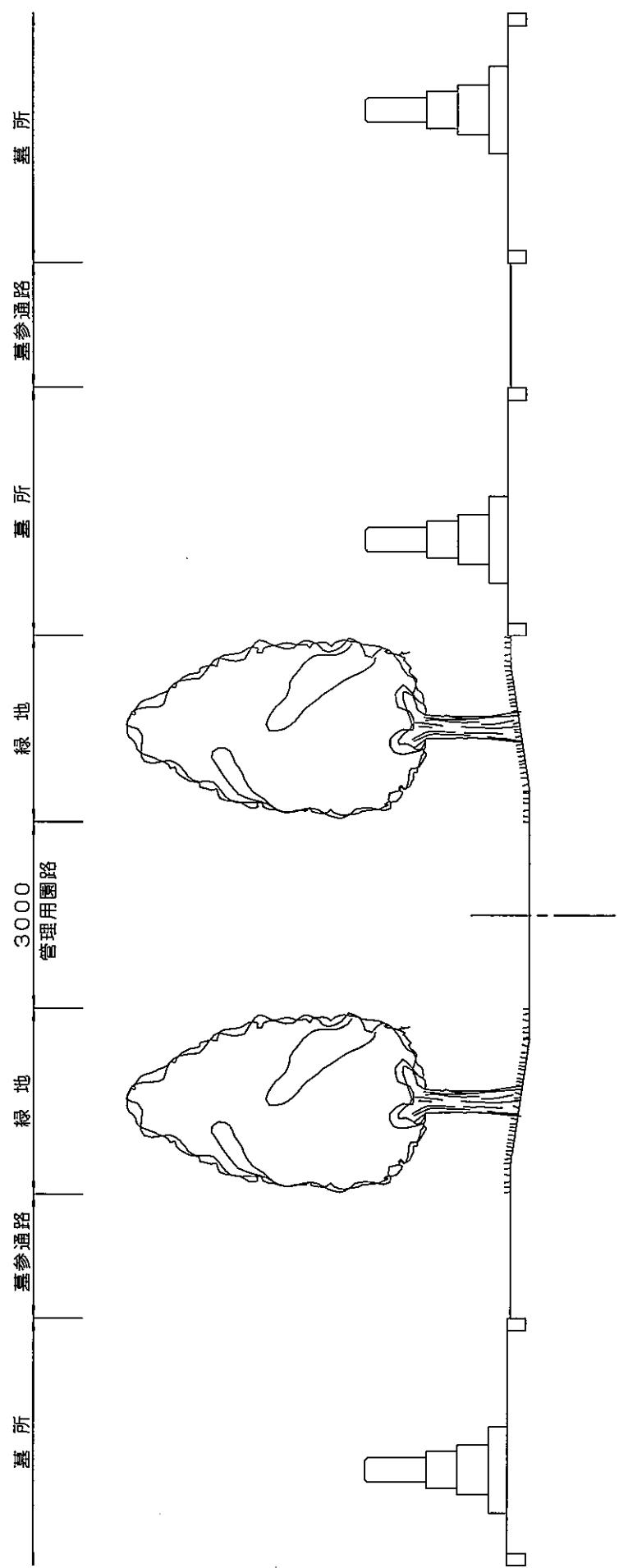
導入園路定規図 S=1:100



外周園路定規図 S=1:100



管理用園路。墓参通路定規図 S=1:100



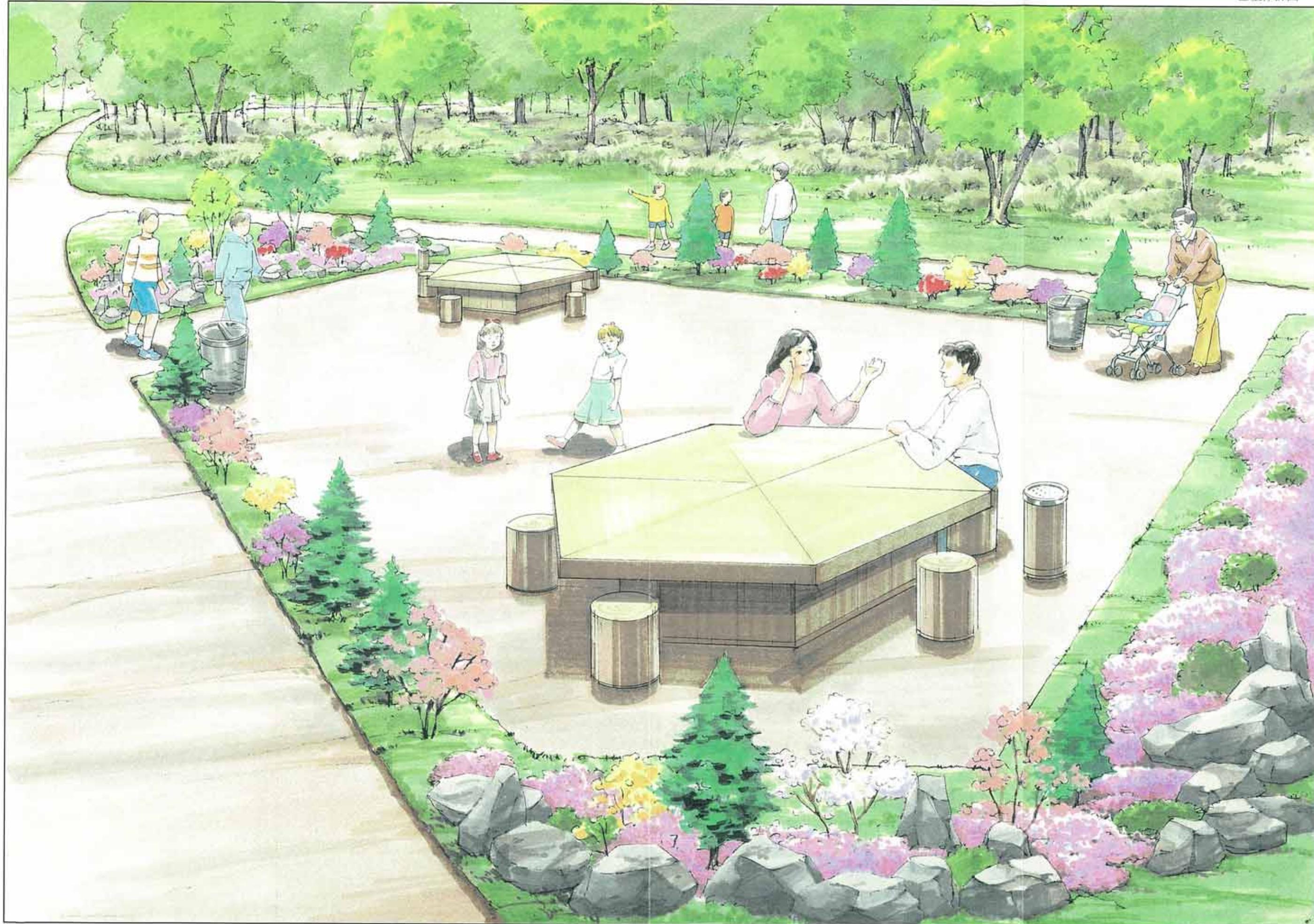
墓所イメージ図

□全体計画



外周緑地イメージ図

□全体計画

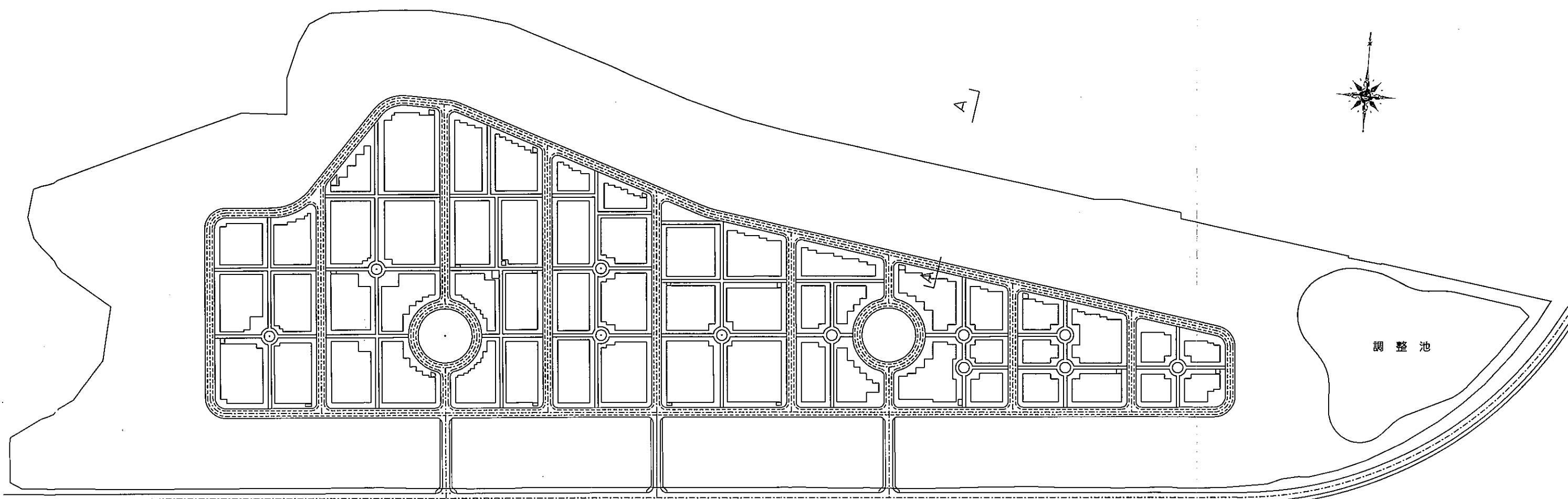


5. 造成計画

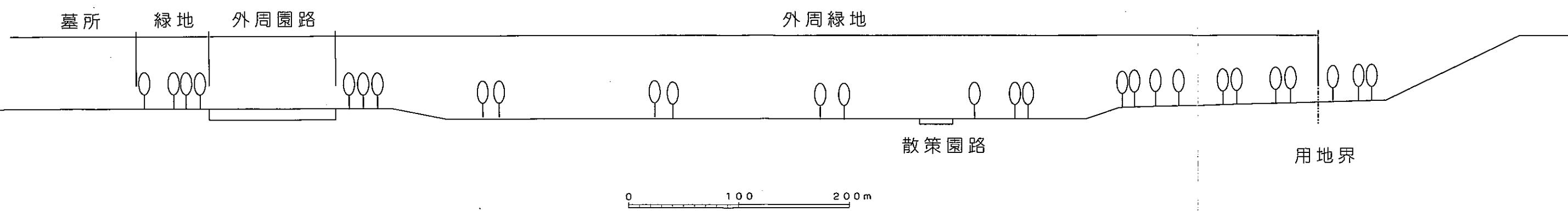
計画地の敷地条件下で最大の土地利用効率を得ることを主眼に造成計画を行う。

造成基本方針

- ・洪水抑制対策が必要な計画地（河川管理者と協議済）であるため、その施設として調整池を外周緑地帯に設置する。
- ・計画地東端に本調整池を設置し、計画面積の雨水を全て本調整池に導きシブサラビバウシ川吐口工（西士狩樋門）に接続する堤内排水施設に放流する。本調整池においても多目的利用を図れるよう造成を検討する。
- ・従って、全体の造成計画としては、本調整池へ順次、区域内排水施設を接続しながら造成しなければならない。
- ・その他、外周緑地に適宜配置する多目的利用を兼ねる調整池は、水深を10cm～15cm程度確保できる造成を検討し、多目的に活用する。
- ・排水施設は、下流の排水施設の高さ等考慮して、開渠式（フタ付トラフ等）とし、地中式（管路式）は原則用いない。
- ・現況地形に沿った造成を基本とし、大規模な地形形状の変更は行わない。
- ・墓園に接する西士狩川堤防及び道道帯広新得線で形成される法面との整合性を図る。
- ・墓所区を1造成面とし、造成上の高低差の解消は墓所区間に設置される緑地帯で行う。尚、各墓所区は2%程度の水勾配を設置する。

造成計画図

A-A 断面



6. 修景緑化計画

帯広市の「緑の形成」については、平成5年作成の「都市環境計画」及び平成8年作成の「緑のマスタープラン」で、その目指すべき姿について詳しく述べられている。

□「都市環境計画」の概要

〔都市と農村の一体的な緑の骨格構造の形成（帯広グリーンストラクチャー）〕

- ・グリーンベルトの形成（利活用を含む多様な緑の展開）
- ・グリーンネットワークの形成

〔ゆとりと潤いのある緑豊かな都市空間の創出〕

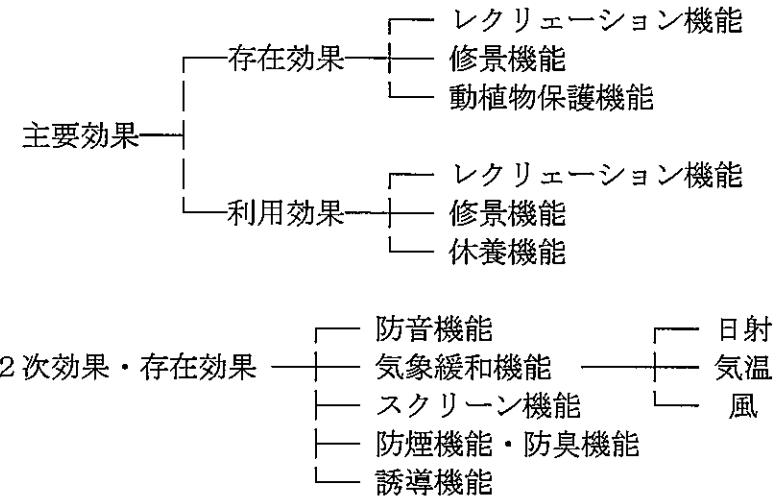
- ・グリーンベルトに囲まれた市街地での適切な土地利用区分の設定
- ・民間の敷地を含む多様で身近な緑の創出

この計画は、「帯広の森」を核として「十勝川」「札内川」に代表される河川緑地により、点在する緑の空間を取り込み、都市を囲む緑のグリーンベルトを形成しようとするものである。

「緑のマスタープラン」では、河川・河岸段丘の斜面緑地などを郷土色豊かな景観を創出する重要な要素として、その活用と保全を図るとしている。

本計画地の背景には北側に丘陵地帯（河岸段丘）がまた、南側には十勝川河川緑地が位置している。これらの緑地を結び付け一体となった緑地景観を創出する意味において計画地の緑が果たす役割は非常に重要である。丘陵地帯へとつながる緑のグリーンベルトを形成し、特徴ある豊かな緑の景観、市民の憩いの場となりうる緑の空間を創り出すことが重要である。

緑地の効果・機能としては、以下に示す事項が考えられる。



本計画地の場合、立地条件・墓園としての性格を考えると修景機能・防風・スクリーン機能が重要な緑地機能となる。墓園内の緑地には、墓域の外周部に広がる外周緑地・墓所区の周りを囲む墓域内緑地及び利用スペース周辺の緑地がある。これらの緑地は、いくつかの緑地機能を複合的に合せ持つて、機能を発揮していく。

(1) . 外周緑地

- 1) . 導入機能
 - ・ レクリエーション機能
 - ・ 修景機能
 - ・ 動植物保護機能
 - ・ 休養機能
 - ・ 防音機能
 - ・ 気象緩和機能
 - ・ スクリーン機能
 - ・ 防煙・防臭機能

2) 整備基本方針

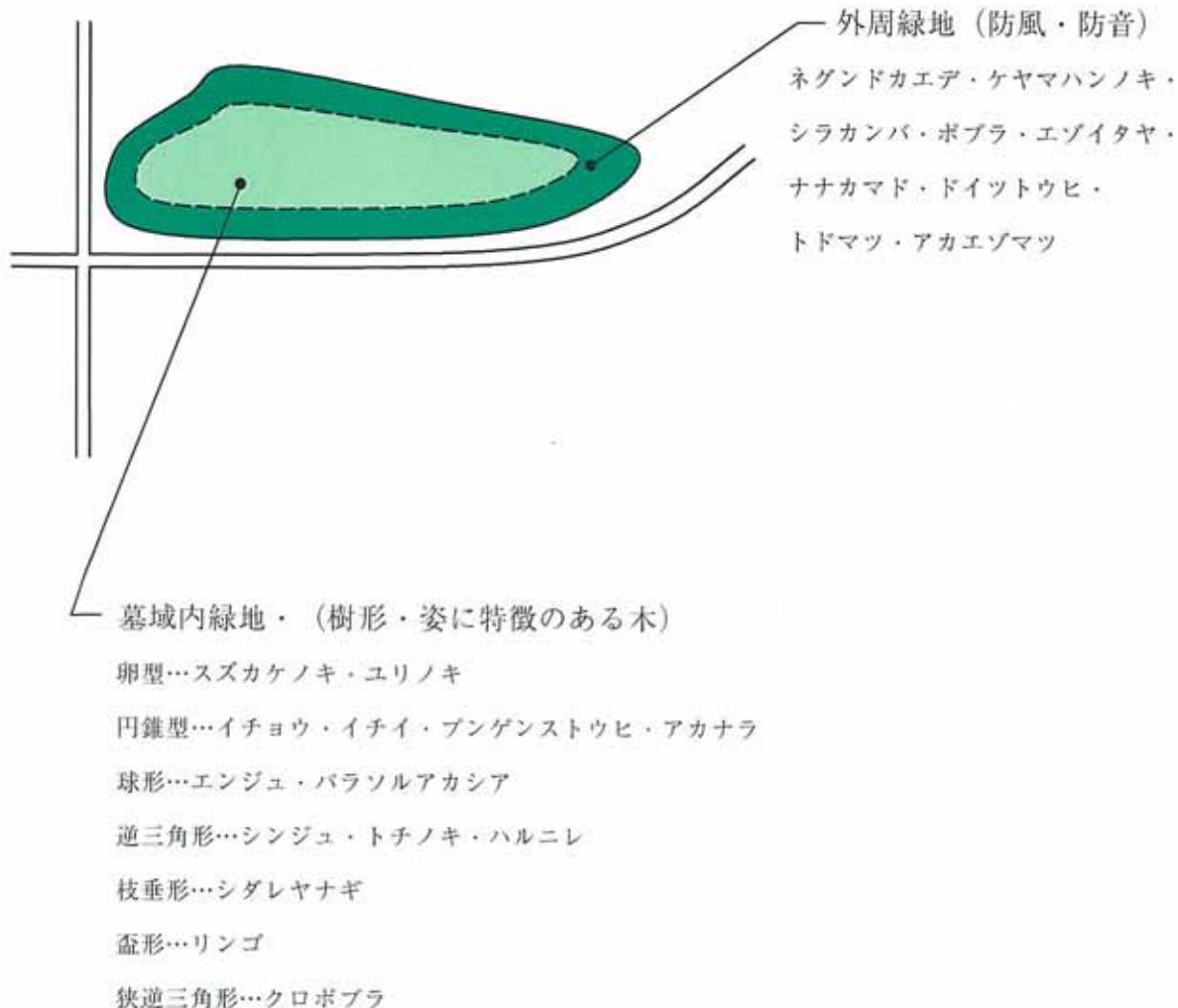
- ・生長の早い樹種を中心に充分なスクリーン・防音効果が期待できるよう、樹種の選択・植栽密度の検討を行う。
- ・病虫害の発生予防の面からも、樹種構成を多様にする。
- ・常緑樹と落葉樹を適度に混植し、冬季における景観の維持に努める。
- ・季節感に富んだ景観の演出が可能な様、花の美しい木、紅葉する木・実のなる木などを積極的に導入する。

(2) 墓域内緑地

1) 導入機能：修景機能・気象緩和機能・スクリーン機能・誘導機能・ランドマーク機能

2) 整備基本方針

- ・単独に植栽しても姿が美しいランドマークとしての効果が期待できる樹種を導入する。
- ・視線の誘導・遮断・またスクリーン効果が期待できる樹種を導入する。
- ・草花・花木等を積極的に導入し、観る楽しさを演出する。
- ・墓石が並ぶ画一的な景観へのアクセントとして樹高・樹形の変化が楽しめる樹種を導入する。



外周緑地・墓域内緑地・共通導入樹種

『花の美しいもの』

春開花…キタコブシ・ホオノキ・サクラ類・ツツジ類・レンギョウなど

夏開花…ノリウツギ・ハマナス・ホザキナナカマド・ハクウンボクなど

秋開花…エゾヤマハギなど

『実の美しいもの』…ナナカマド（冬まで残る）・ツリバナ・エゾノコリンゴ・アズキナシ・

キササゲ・エゾニワトコ・セイヨウグルミなど

『景観木』…トドマツ・アカエゾマツ・シダレヤナギ・アカナラ・ハルニレ・カツラ・ユリノキ

・サクラ類など

『紅葉』…ナナカマド・ハウチワカエデ・ヤマモミジ・サラサドウダンなど。

『黄葉』…エゾイタヤ・ネグンドカエデ・ヤチダモなど。

7. 景観計画

墓園の景観は、外部からの景観と内部空間の景観の2つの機能で構成される。

外部からの景観は、周辺の自然・施設との調和また周囲からの視線の遮蔽が重要な要素となる。

計画地の周辺は、田園地帯が広がり、西土狩川を挟み北側には自然豊かな丘陵地が、また南側には十勝川が流れ、その河川敷は緑化が進められている。

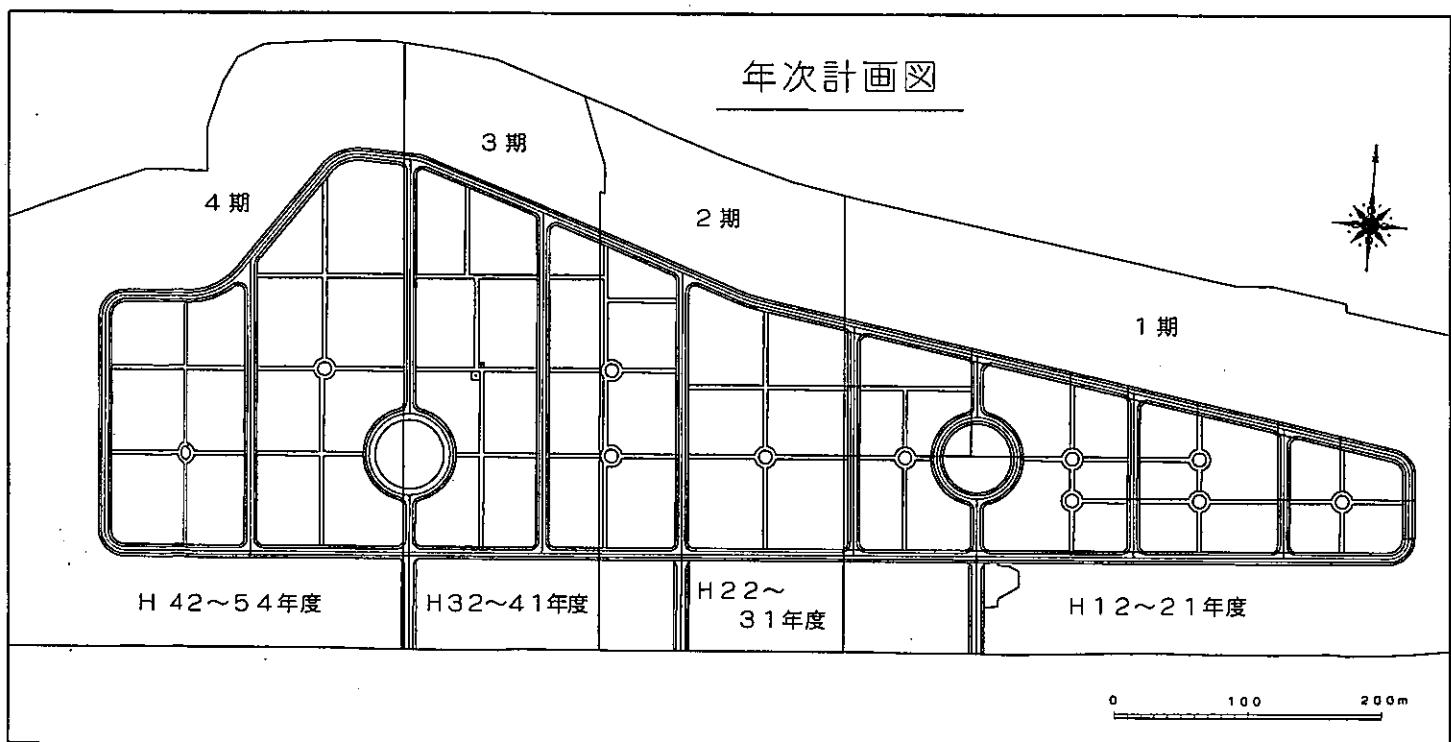
背景に広がるこれら緑と一体となって緑の帯を形成し、緑で包みこむことで自然豊かな墓園をイメージづけることが外部からの景観の最も重要な点である。

墓域内は、連続した帯状の緑地帯への多種な樹木・草花・景石などを積極的に導入し、画一的になりがちな墓園景観へのアクセントとして、その活用を図る。

8. 年次計画

墓園建設における重要な課題は、墓所需要に応じた効果的な建設年次計画であり、本墓園においては、4つの工区に分割し有効的な建設を図る。

- 1) 年次毎に、墓園として機能する必要な基幹施設を整備する。
- 2) 段階的な造成工事に対する防災対策を考慮する。
- 3) 段階的な整備状況において動線の確保を図る。



9. 建設計画

区分	用途	名称	規格	全体(平成12~54年度)			1期(平成12~21年度)			2期(平成22~31年度)			3期(平成32~41年度)			4期(平成42~54年度)			構成比率B	構成比率C
				数量	面積	構成比率A	数量	面積	構成比率A	数量	面積	構成比率A	数量	面積	構成比率A	数量	面積	構成比率A		
墓 墓 所 区	墓 墓 所 区	墓 墓 所	4m ²	2,105	8,420.00	6.2	496	1,984.00	5.5	488	1,952.00	6.6	467	1,868.00	6.4	654	2,616.00	6.3		1.9
			6m ²	3,933	23,598.00	17.3	904	5,424.00	15.0	906	5,436.00	18.3	875	5,250.00	18.0	1248	7,488.00	18.1		5.4
			8m ²	2,569	20,808.90	15.3	581	4,706.10	13.0	602	4,876.20	16.4	575	4,657.50	16.0	811	6,569.10	15.9		4.8
			12m ²	493	5,916.00	4.3	116	1,392.00	3.9	110	1,320.00	4.4	105	1,260.00	4.3	162	1,944.00	4.7		1.4
			16m ²	400	6,400.00	4.7	94	1,504.00	4.2	88	1,408.00	4.7	89	1,424.00	4.9	129	2,064.00	5.0		1.5
			計	9,500	65,142.90	47.8	2191	15,010.10	41.6	2194	14,992.20	50.4	2111	14,459.50	49.7	3004	20,681.10	50.0	34.3	15.0
		墓参通路	W=2.0m	20,134.4 m	40,268.89	29.5	5,600.3 m	11,200.58	31.1	4,282.3 m	8,564.53	28.8	4,159.3 m	8,318.67	28.6	6,092.6 m	12,185.11	29.5	21.2	9.3
	園 路	墓所区センター	12m ² /1ヶ	20	240.00	0.2	5	60.00	0.2	5	60.00	0.2	4	48.00	0.2	6	72.00	0.2	0.1	0.1
		緑地	W=3.0m		30,627.45	22.5		9,800.00	27.2		6,134.01	20.6		6,267.17	21.5		8,426.27	20.4	16.1	7.0
		計			136,279.24	100.0		36,070.68	100.0		29,750.74	100.0		29,093.34	100.0		41,364.48	100.0	71.7	31.3
		外周園路	W=9.0m 駐車場兼(1,055台)	2,250.1 m	20,251.01	42.4	913.4 m	8,220.90	46.9	375.2 m	3,377.05	40.1	304.7 m	2,741.90	26.6	656.8 m	5,911.16	51.5	10.6	4.7
		連絡園路	W=9.0m 駐車場兼(790台)	1,691.4 m	15,222.85	31.9	627.6 m	5,647.99	32.2	202.9 m	1,825.73	21.7	564.8 m	5,083.16	49.2	296.2 m	2,665.97	23.2	8.0	3.5
		管理用園路	W=3.0m	3,359.7 m	10,079.23	21.1	974.7 m	2,924.15	16.7	829.4 m	2,488.14	29.5	608.9 m	1,826.60	17.7	946.8 m	2,840.34	24.7	5.3	2.3
		導入園路	W=11.0m	201.0 m	2,215.22	4.6	67.0 m	742.69	4.2	66.5 m	733.58	8.7	67.0 m	671.00	6.5		67.95	0.6	1.2	0.5
		計			47,768.31	100.0		17,535.73	100.0		8,424.50	100.0		10,322.66	100.0		11,485.42	100.0	25.1	11.0
域	サ 施 設 ビ ス	墓所地区センター		10	758.86	15.7	4	314.16	13.3	3	235.62	100.0	1	52.00	4.0	2	157.08	16.5	0.4	0.2
		いこいの広場		2	4,085.64	84.3	1	2,042.82	86.7		0.0	1	1,249.71	96.0	1	793.11	83.5	2.1	0.9	
		計			4,844.50	100.0		2,356.98	100.0		235.62	100.0		1,301.71	100.0		950.19	100.0	2.5	1.1
	管理施設	墓園センター		1	599.30	47.0	1	599.30	72.6										0.3	0.1
		管理スペース	トイレ	3	675.25	53.0	1	226.44	27.4	1	222.40	100.0				1	226.41	100.0	0.3	0.2
		計			1,274.55	100.0		825.74	100.0		222.40	100.0					226.41	100.0	0.7	0.3
	合 計				190,166.60			56,789.13			38,633.26			40,717.71			54,026.50		100.0	43.7
	外 周 園 地	休憩所		9	697.31	100.0	4	306.82	100.0	1	48.22	48.2	2	149.37	100.0	2	192.90	100.0	0.3	0.2
		計			697.31	253.0		306.82	227.4		48.22	248.2		149.37	100.0		192.90	300.0	0.3	0.2
		散策園路	W=2.5m	4,489.1 m	11,222.71	100.0	1,922.3 m	4,805.75	100.0	839.9 m	2,099.81	100.0	539.7 m	1,349.34	100.0	1,187.1 m	2,967.81	100.0	4.6	2.6
		計			11,222.71	100.0		4,805.75	100.0		2,099.81	100.0		1,349.34	100.0		2,967.81	100.0	4.6	2.6
		緑地			212,814.18	91.4		87,369.31	81.4		26,044.58	100.0		20,981.79	100.0		78,418.50	100.0	87.0	48.9
		調整池			20,000.00	8.6		20,000.00	18.6									8.2	4.6	
		計			232,814.18	100.0		107,369.31	100.0		26,044.58	100.0		20,981.79	100.0		78,418.50	100.0	95.1	53.5
	合 計				244,734.20			112,481.88			28,192.61			22,480.50			81,579.21		100.0	56.3
	総 計				434,900.80			169,271.01			66,825.87			63,198.21			135,605.71			100.0

10. 維持管理計画

墓園の整備完了後、利用者への供給を開始し、その機能を十分に発揮する為には、施設の機能・自然環境の保全など、維持管理体制の確立が非常に重要である。

本墓園の管理運営にあたっても、安全で快適な環境が常に保持されるよう施設の維持管理を適切に行うと共に、利用の促進を図るため、事務的業務の積極的な展開が求められる。

墓園の管理運営項目

墓園の管理運営業務はハード面、ソフト面で構成される。

□ハード面

- ・植物管理…樹林地、芝生地の病害中防除、樹木のせん定、芝刈
- ・施設管理…建築物、作工物の点検及び補修
- ・清掃管理…墓所の清掃、トイレ等の清掃、塵芥等の収集

□ソフト面

- ・利用促進…案内業務の充実、きめ細かなサービスの提供
- ・利用指導…利用状況の調査点検、安全指導

以上管理運営業務を定期的に実施し、安心して利用できる、墓園環境の確立が大切である。